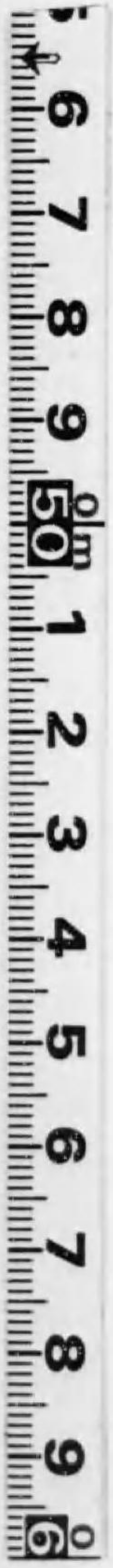


507
108



始



7.4.23

同志社大學
法學部教授

古屋美貞著

改訂
增補

外國爲替論

內外出版株式會社發兌

正
14. 12. 22
內交

507-108₁

改訂増補

第四版序

第四版でかわつた所は、第一、正貨現送點を凡て外貨建て言ひ現はして統一したこと。第二、支那爲替の項を頗る膨脹させたこと。第三、現下の我國の爲替政策について著者の立場から、嚴正批判を試みたこと。以上一つの改訂と二つの増補とである。

第一の改訂については、從來の著者の説明は正貨現送點を或は外貨で或は邦貨で言ひ現はして徒らに讀書を迷はした罪を悔ひ、この度は全編を通じて外貨でのみ言ひ現はして専ら讀者の諒解に便ならしめた。第二の一の増補については、著者は昨年四ヶ月を費して南北支那を歴遊し、只管支那爲替の實際を研究した結果、書中の如き増補が加

へられたのである。尤もこれはもつと書いたのであつたが、他この鈞合上この程度にごごめて置いた。第三の二の増補については昨年以來我國の爲替相場は暴落に暴落を續け、ために朝野の間に旺んに金輸出解禁について論戦が行はれたその問題に對する著者の見解を披瀝したものである。惟ふに爲替對策の如きは政争の具に供すべきものではなく、嚴正中立の立場から科學的に實證的に研究することに依つてのみ合理化された對策が生れるものなることを堅く信ずる。著者の到達した結論の是非は姑らく措くとして、斯上の研究方法については恐らく何人も異議ない所であらうと思ふ。

終りに臨み著者が昨年支那旅行の途次、正金の時枝誠之氏を始め、正金及び臺銀の各地支店長、その他行員諸氏、三井、鈴木の各支店員諸氏が夏の暑さにも拘らず、或は案内され、或は説明され、或は材料

を提供して親切にも著者の蒙を啓き下さつたことを衷心より感謝するものである。

大正十四年三月十九日

議會において金解禁案否決された日

古 屋 美 貞

序

序文で書く事柄は既に緒論で部分的には之を述べた。
しかし斯うして一冊に纏つて見れば、新たに序文的感想が起らないでもない。

著者が初めて同志社大學の法學部の教壇に立つて、外國爲替論の講義を始めたのは大正九年の四月からであつた。當時著者の頭には、舊米國式の講義法あるのみであつたから、大膽にも之を自由な學府、同志社大學に試みたのである。處がプリントの簡單すぎたのと、學生の頭が未だそのやうな講義には慣れてなかつたのと、この二つの理由で見事失敗に終つた。その翌年は専らプリントの完成を期したのであるが、それでも數限りない積荷書類のフォームや、いろ／＼な統計は、教室で一と眼學生に見せるより外、どうすることも出来なかつた。剩つさへ、講義は遅々として進まず、自分の理想は一向に實現されなかつた。そこで、これは貧弱ながらも一書を著はすにしかすと一層大膽

に考へ、ついに本書となるに到つたのである。

又その當時、いままもそうであるが、同志社大學には、新進な少壯教授が揃つてゐて、いづれ官學に對して一旗擧げやうとしてゐる一騎當千の元氣に満ちた、研究心に燃えた人たちばかりであつた。そしてそれは常に著者の惰眠を破るに充分であつた。いま、顧みて、本書はそうした氣分に負ふ所が尠くないことを感謝せずには居られない。

然かも自分は未だ決して、外國爲替の問題をマスターしたといふ意味でこの書を刊行するのではない。否々寧ろ、かゝる未熟なものを發表して、大學のよき名を辱しむるものではないかと恐れるものである。しかし、萬一にも本書が何等かの意味において、斯學初學者のため、多少なりとも参考となり、又この機を通じて、先輩諸賢から著者の未だいたらざる所を親切に教へらるゝならば、著者のこの上もない幸とする所である。

終りに臨み、外國爲替論についての著者の最初の恩師、カリホルニヤ大學經濟學部教授、アイラ、ビー、クロス博士 (Prof. Ira B. Cross) 及び本書の出版に際し

て、種々の材料と注意とを與へてくれた横濱正金銀行庶務課長兼人事課長時枝誠之氏並に同行々員諸氏に深く感謝の意を表したい。

大正十二年一月二十日

同志社大學經濟研究室に於て

古 屋 美 貞

第三版序

曩に私は本書第一版を發表して世に自己の淺學鈍才を曝露し、先輩諸賢に對して深く恥入つたのであるが、いま又何等の新たなる勞作をも加へずして、第三版を出すことは、自ら不滿に感じないでもないが、しかし又當面の要求にも應じねばならないといふ所から、ついに第三版を刊行することゝなつたのである。顧て本書の如き未熟なものが、一年に三版を出すといふことは、非常な光榮と言はねばならぬのであるが、それは謂はゞ鳥なき里の蝙蝠で、出版界、やうやく繁雜を極めんとする我國においても、本書の如き性質のものは、他にあまり類種がないがために一には本書が歡迎された所以であり、二には現時の日本がやうやく外國爲替の新進智識を必要とす

る新時代に進展したからである、ご信ずる。又著者は本書の初版以來多くの尊い未見の友を得て、種々なる教示や指導や賞讃や激励の言葉まで頂いてゐる。洵に感謝の外はない。しかし本書の致命的誤謬ごもいふ可きものは著者の愚鈍なる未だごの箇所においても見出されてない。これ聊か斯上の不満は懐き乍らも多少信する所あつて、僅かの脱字誤字等の訂正により、茲に第三版を出すに同意した次第である。一言以つて第三版の序とする。

大正十三年一月十八日

同志社にて

古 屋 美 貞

凡 例

一 本書は初めに學理を説き、次に雛形、計算等を以つて實際の機能を記述し、専ら問題の解明をはかつた。そしてその説明は、謂ふ迄もなく經濟的説明を主として、法律的説明を従とした。

一 しかし、外國爲替政策に就てのみは、その理論だけにとゞめ、現在、各國の採りつゝある實際政策に就ては、批評がましい態度に出でなかつた。それは一つには著者の研究が未だその方面に充分纏つてないからである。これはいづれ何等かの機會において發表する時があるであらう。

一 横濱正金銀行の信用狀に就ては、同行の援助に依り、大戰以後最近までの雛形は全部之を挿入れ、其他の歐米銀行の雛形も、成る可く新らしいものを入れて、古いものは之を捨てた。

一本書には新らしい用語がある。一例を示せば支拂勘定の相場を邦貨建相場と云ひ、受取勘定の相場を外貨建相場と云ふが如く、又横濱正金銀行の使用する信用状発行申込依頼書兼保證書とも云ふ可きフォームには、同行にも適當な名稱がないため、假りに『信用状申込證』と命名して、之を用ひた如きである。

一本書第一章、第二章、第三章は専ら初學者のために書いたのである。故に初學者でない者は第四章以下を讀んで貰ひたい。貿易業者には第七章より第十章まで、銀行業者には第十一章より第十三章まで、行政官及び政策學者には第十四章を特に注意して見て頂きたい。

一本書は大正十一年二月脱稿したものであるが、その参考書、統計等は同年六月迄のものを使用した。同年九月出版すべきものを印刷の都合に依り今日迄延引したことを甚だ遺憾とする。

第三版凡例

- 一 第三版は第一版と殆んど異なる所はない。音脱字誤字等を訂正したのと、二五六頁に日米正金輸送點の説明を付け加へただけである。それからいま一つ言へば本書四〇頁以下に舉げた参考書のうち、外國爲替専門の著書は最近のものまで(一九二四年一月まで)書き入れたことである。而して最近獨逸から良著書のくることは注意に値する。
- 一 本書三八三頁に掲げた横濱正金銀行發行の磅貨 G C 號信用状と弗貨 G C 號信用状との二巡回信用状は印刷の鮮明を期するため方法を替へて刷り直したものである。決して舊版と別種のものではない。雙方共最近のフォームであつて現に旺んに使用されつゝある所のものである。
- 一 銀行實務家から質問を受くる場合は、その多くは具体の事實問題であるが故に、到底私なぞの満足な答がなし遂げられやう筈がないが、しか

しお互の研究に資するため、成る可く問題を抽象化せず、問題自身を明にして回答を迫られたく、著者は喜んで之を迎へるであらうし、又そうすることが著者を啓蒙することとなるのであるから、右豫め願して置きたい。

外國爲替論 要目

第一章	外國爲替研究の必要	一
第二章	學問としての外國爲替論	三
第三章	外國爲替概観	五〇
第四章	外國爲替手形	九五
第五章	爲替相場	一七〇
第六章	外國送金爲替	二九〇
第七章	銀行信用及信用狀	三二五
第八章	輸出爲替	三九五
第九章	輸入爲替	四七〇
第十章	爲替相場の豫約	五一

第十一章	外國爲替と國際金融……………	五二六
第十二章	外國爲替と裁定……………	五四二
第十三章	銀爲替及紙幣爲替……………	五六一
第十四章	外國爲替政策……………	五九九
第十五章	我國現下の爲替政策……………	六二九
附錄一	世界各國の貨幣制度……………	六八三
附錄二	世界各國の爲替相場表……………	六九二
索引	……………	一一三

外國爲替論 細目

第一編 緒論

第一章	外國爲替研究の必要……………	一
第一節	國民經濟と外國爲替……………	一
	經濟意識の膨脹……………國民經濟生活……………交易と交通の發達……………商業政策	
第二節	我國海外貿易の概観……………	七
	我國輸出入貿易……………最近我國輸出入高……………我貿易の世界的地位……………主要諸外國の貿易高……………我貿易増進の趨勢	
第三節	我國の外國債……………	一七
	我國の外國債……………外國公債表……………內國債其の他	
第四節	外國爲替知識の必要……………	一九
	國際貸借の決済	
第二章	學問としての外國爲替論……………	三三

四

第一節 銀行論の一部……………三三

現代銀行の職分……………銀行の種類……………我國銀行發達の年表

第二節 貨幣論の一部……………三五

貨幣の對外價值……………交換媒介物としての外國爲替手形……………將來支拂の要具としての外國爲替手形

第三節 商業學の一部……………三二

商業學の意義……………商業學の組織……………外國爲替業……………外國爲替論の内容……………商業經濟學の一部……………外國貿易論の一部……………國際金融論の一部

第四節 一科學としての外國爲替論……………三七

獨立したる一科學……………科學の要素……………外國爲替論

第五節 參考書……………三九

歐米の著書……………邦文の著書……………手形法の著書……………新聞雜誌

第三章 外國爲替概觀……………五〇

第一節 爲替の語義……………五〇

本章の計畫……………Exchangeの語義……………內國爲替と外國爲替

第二節 內國爲替の意義……………五四

內國爲替の定義……………特徴……………日本橋君と三條君……………福澤諭吉君と新島襄君……………爲替發達の意義

第三節 外國爲替の意義……………五九

外國爲替の定義……………ヤンキー君と山下君……………橫濱支店と紐育本店

第四節 貸借の起因……………六六

國際貸借……………各國政府間の貸借……………主要諸外國の外債高……………各國民間の貸借

第五節 外國爲替銀行の職分……………七一

銀行のない場合の決済作用……………決済法圖解……………現金輸送の例……………實際は不可能……………外國爲替銀行の必要……………外國爲替銀行の職分……………業務の種類……………海外の支店出張所及取引店の必要……………世界の銀行——倫敦……………相場場の決定地……………相場場の調節地

第六節 各國貨幣制度と法定平價……………八一

各國の貨幣制度……………英國の磅……………我國の圓……………法定平價……………日英法定平價……………法定平價の定義……………各國の法定平價

第七節 爲替相場と金銀の輸送……………八七

爲替相場の根源……………實際の爲替相場……………無歩打歩……………割引……………金銀輸送點……………輸出現送點……………輸入現送點……………金銀流出の實例……………金銀流入の實例

第二編 本論

第四章 外國爲替手形

第一節 爲替手形の概念

手形の語義……Promises & Ordersとの區別……小切手と爲替手形……爲替手形の職分……爲替手形の定義……手形の發行人……支拂人……受取人

九五

第二節 內國爲替手形と外國爲替手形

我商法の區別……英國手形法の區別……內國爲替手形と外國爲替手形……區別の標準

一〇〇

第三節 外國爲替手形の雛形

單獨手形と組手形……第一號手形第二號手形……雛形其一……雛形其二……雛形其三……雛形其四

一〇四

第四節 手形の要件と手形面記載の語義

手形面記載の要件……記載さる國語……手形の法的要件

一一一

第一項 手形文句及び指圖文句

手形文句……指圖文句

一一三

第二項 手形金額

手形金額……金額記載の仕方……各國貨幣名稱の略字

一一四

第三項 支拂人

支拂人

一一八

第四項 受取人

受取人……書式

一二八

第五項 單純なる支拂の委託

支拂の委託

一三〇

第六項 振出地

振出地

一三二

第七項 振出の日附

振出の日附

一三三

第八項 満期日

満期日……満期日の種類……定期拂……日附後定期拂……一覽拂……一覽後定期拂

一三三

第九項 支拂地

支拂地

支拂地

第十項 其の他の記載事項……………二二五

組手形の場合……………振出の原因……………豫備支拂人……………利付文句……………コロニアル、クロス

第五節 爲替手形の引受……………一九

第一項 引受の意義……………一九

引受の意義……………引受の難形

第二項 引受の種類……………一三〇

引受の種類……………(一)正式引受……………(二)特別引受……………(三)條件引受……………援助引受

第六節 爲替手形の裏書……………一三四

第一項 裏書の概念……………一三四

流通行爲……………裏書の種類

第二項 記名式の裏書……………一三六

記名式の裏書……………記名式裏書の難形

第三項 無記名式の裏書……………一三八

無記名式の裏書……………無記名式の特徴……………無記名式裏書の難形

第四項 其の他の裏書……………一四〇

其の他の裏書……………無擔保裏書……………無擔保裏書の難形……………裏書禁止の裏書……………裏書禁止の裏書の難形……………豫備支拂人付裏書……………一部裏書……………戻裏書……………期限後裏書……………取立委任裏書……………取立委任裏書の難形

第七節 外國爲替手形の分類……………一四七

外國爲替手形の分類

第一項 外國爲替手形一般の種類……………一四七

外國爲替手形の種類

第二項 支拂期限に依る區別……………一五一

支拂期限に依る區別……………一覽拂手形……………一覽拂手形の難形……………定期拂手形……………一覽後定期拂手形……………日附後定期拂手形……………支拂期間……………恩恵日……………一覽後定期拂手形の難形

第三項 期限に依る區別……………一五七

期限に依る區別……………短期手形……………長期手形

第四項 信用に依る區別……………一五八

信用に依る區別……………クリーン手形……………クリーン手形の種類……………商業クリーン手形……………銀行クリーン手形……………銀行一覽拂手形……………銀行長期手形……………信用狀に依るクリーン手形……………書類付手形……………信用狀に依る書類付手形……………信用指圖書に依る書類付手形……………信用保證狀に依る書類付手形

第五項 書類引渡しに依る區別……………一六二

書類引渡しに依る區別……………書類支拂渡手形……………書類引受渡手形……………D/A及びD/Pの雛形

第六項 輸出入に依る區別……………一六五

輸出入に依る區別……………輸出爲替手形……………輸入爲替手形

第七項 貨幣の種類に依る區別……………一六六

貨幣の種類に依る區別……………邦貨手形……………外貨手形

第八項 支拂地に依る區別……………一六八

支拂地に依る區別……………直接手形……………間接手形

第九項 手形關係人に依る區別……………一六九

手形關係人に依る區別……………單名手形……………復名手形……………引受濟手形……………裏書濟手形

第五章 爲替相場

第一節 爲替相場の意義……………一七〇

爲替相場の意義……………爲替相場の語義……………爲替相場と法定平價……………爲替相場の定義……………爲替相場の建方

第二節 爲替相場の種類……………一七三

爲替相場の種類……………手形の支拂期限に依る區分……………手形の支拂地に依る區分……………保證に依る區別……………人的保證……………物的保證

第三節 爲替相場表

爲替相場表……………相場表の種類

第一項 倫敦の相場表……………一八〇

“Foreign Exchange”……………“Course of Exchange”

第二項 銀行の相場表……………一八八

銀行の相場表……………橫濱正金銀行の建相場……………橫濱正金銀行相場表

第四節 爲替相場の建方

爲替相場の建方……………賣相場……………買相場……………受取勘定の相場……………支拂勘定の相場……………不動産建相場……………動部建相場……………邦貨建の相場……………外貨建の相場……………相場の呼方

第五節 爲替相場の成立

爲替相場の成立

第一項 電信爲替相場の成立……………一九七

電信爲替相場の成立

第二項 參着爲替相場の成立……………一九九

參着爲替相場の成立

第三項 三ヶ月拂荷爲替相場の成立.....100

三ヶ月拂荷爲替相場の成立

第四項 テル、クエル相場算出法.....101

テル、クエル相場算出法

第六節 爲替相場のポイント.....105

爲替相場のポイント.....英米に於ける爲替相場のポイント.....本邦に於ける爲替相場のポイント

第七節 爲替相場の開き方.....108

爲替相場の開き方

第一項 倫敦宛相場の開き方.....108

倫敦宛相場の開き方.....賣買に依る開き.....手形の長短に依る開き.....手形の種類に依る開き.....支拂地の如何に依る開き

第二項 紐育桑港宛相場の開き方.....109

紐育桑港宛相場の開き方

第三項 其他の相場の開き方.....110

其他の相場の開き方.....獨逸宛相場の開き.....佛國宛相場の開き.....印度宛相場の開き.....支

那宛相場の開き

第八節 爲替換算法.....112

爲替換算法.....外貨建相場の場合.....邦貨建相場の場合

第一項 爲替換算法に依る換算法.....114

爲替換算法に依る換算法.....米佛爲替換算法.....對英爲替換算法.....英貨を邦貨に換算する法.....邦貨を英貨に換算する法.....對米爲替換算法.....米貨を邦貨に換算する法.....邦貨を米貨に換算する法.....對佛爲替換算法.....佛貨を邦貨に換算する法.....邦貨を佛貨に換算する法.....對獨爲替換算法.....獨貨を邦貨に換算する法.....邦貨を獨貨に換算する法

第二項 爲替換算法に依らざる換算法.....115

爲替換算法に依らざる換算法.....外貨建相場の場合.....邦貨建相場の場合.....對英爲替換算法.....邦貨を英貨に換算する法.....分數小數對照表.....英貨を邦貨に換算する法.....志片の磅表.....特殊注意事項.....英國貨幣.....對米爲替換算法.....邦貨を米貨に換算する法.....米貨を邦貨に換算する法.....特殊注意事項.....對佛爲替換算法.....邦貨を佛貨に換算する法.....佛貨を邦貨に換算する法.....特殊注意事項.....對獨爲替換算法

第三項 對東洋爲替換算法.....117

對東洋爲替換算法.....對支爲替換算法.....銀參所賣の換算.....外貨建の場合の換算.....邦貨建の場合の換算.....對印爲替換算法.....アンナ、パイの留表.....特殊注意事項.....其他の換算法

第九節 爲替相場の變動.....118

爲替相場の變動

一四

第一項 爲替相場變動の範圍……………二五四

爲替相場變動の範圍……正金輸送費……各國正金輸送點

第二項 爲替相場變動の一般的原因……………二五八

爲替相場變動の一般的原因……爲替手形の需要供給……外國爲替手形の供給

第三項 爲替相場變動の特殊的原因……………二六六

爲替相場變動の特殊的原因……爲替手形の支拂期限に依る變動……振出人の信用如何に依る變動
倫敦引相場に依る變動……輸出商品の性質如何に依る變動……手形金額の大小に依る變動……
銀境の騰落に依る變動……倫敦銀地相場……銀境と爲替相場との關係……銀地相場と銀爲替相
場……金銀輸出禁止に依る變動……不換紙幣流通に依る變動……内外市況不振に依る變動……内
外政治的事變に依る變動……戰爭及び戰爭の風聞に依る變動

第四項 爲替相場變動の影響……………二八二

爲替相場變動の影響……外債建相場下落の場合……輸入を減じて輸出を獎勵す……支拂金額増加
して送金には不利となる……外債建相場騰貴の場合……輸出を減じて輸入を獎勵す……支拂金額
減少して送金者には有利となる

第十節 爲替相場騰落の利不利……………二八六

爲替相場の利不利……債權債務に對する爲替相場賣買の金言……輸出入商に對する相場の利不利

第六章 外國送金爲替……………二九〇

外國送金爲替

第一節 參着爲替に依る送金……………二九二

參着爲替に依る送金

第一項 送金參着爲替手形の發行……………二九二

送金參着爲替手形の發行……外國送金申込書の雛形……送金參着爲替手形の雛形……勘定書の雛形

第二項 送金參着爲替手形の案内……………二九七

送金參着爲替手形の案内……案内書邦文雛形……案内書英文雛形

第三項 送金參着爲替手形の支拂……………二九九

送金參着爲替手形の支拂

第四項 カバー、ドラフト……………三〇〇

カバー、ドラフト……間接送金

第五項 手形の支拂停止……………三〇三

手形の支拂停止……支拂停止依頼書の雛形

一五

第二節 電信爲替に依る送金……………三〇五
 電信爲替に依る送金……………
 第一項 電信爲替の申込書……………三〇五
 電信爲替申込書……………電信爲替申込書雛形
 第二項 電信爲替の取扱……………三〇七
 電信爲替の取扱……………
 第三節 外國郵便爲替に依る送金……………三〇八
 外國郵便爲替に依る送金……………
 第四節 銀行郵便送金に依る送金……………三二〇
 銀行郵便送金に依る送金……………銀行郵便送金案内書の雛形……………銀行郵便送金の領收書雛形
 第五節 速達會社其他に依る送金……………三二四
 速達會社其他に依る送金……………
第七章 銀行信用及信用狀……………三二五
 第一節 銀行信用の種類……………三二五
 銀行信用及信用狀……………銀行信用の種類

第二節 巡回信用狀……………三二八
 旅行用信用狀……………巡回信用狀の定義……………巡回信用狀雛形一例……………横濱正金銀行の巡回信用狀の雛形
 筆蹟證明書の雛形……………GC號信用狀……………巡回信用狀の發行……………發行の通知……………巡回信用狀……………發行
 の案内書雛形……………信用狀の使用殘額……………
 第三節 巡回手形……………三三一
 巡回手形……………巡回手形の雛形表面……………
 第四節 旅行用小切手……………三三四
 旅行用小切手……………旅行用小切手の雛形……………旅行用小切手の筆蹟證明書雛形……………
 第五節 商業信用狀……………三三九
 商業信用狀……………信用狀の定義……………
 第六節 確認銀行信用狀……………三四二
 確認銀行信用狀……………確認信用狀雛形……………荷爲替信用狀……………荷爲替信用狀の解剖……………確認の意味……………
 第七節 不確認信用狀……………三四九
 不確認信用狀……………不確認信用狀の雛形……………
 第八節 不變改信用狀……………三五二
 不變改信用狀……………

第九節 クリーン信用状……………三五二
クリーン信用状

第十節 荷爲替信用状……………三五三
荷爲替信用状

第十一節 倫敦引受信用状……………三五四
倫敦引受信用状

第十二節 輸出信用状……………三五六
輸出信用状

第十三節 全體信用状……………三五七
全體信用状

第十四節 回轉信用状……………三五六
回轉信用状…回轉信用状の種類

第十五節 信用保證状……………三六〇
信用保證状…信用保證状と信用指圖書…A、P、及びA、D離形

第十六節 横濱正金銀行の信用状……………三六六

逆爲替信用状と荷爲替信用状…横濱正金銀行の信用状

第一項 A 號信用指圖書……………三六七
A 號信用指圖書…信用状申込依頼書の離形…A 號指圖書發行…申込依頼書離形…A 號信用指圖書

第二項 AC 號巡回信用状……………三七六
AC 號巡回信用状…AC 號巡回信用状の離形…巡回信用状發行案内書

第三項 GC 號巡回信用状……………三八二
GC 號巡回信用状…GC 號信用状の特質…GC 號佛貨旅行信用状…GC 號佛貨旅行信用状

第四項 C 號指圖書……………三八三
C 號指圖書…C 號指圖書發行申込書…C 號申込證…C 號發行承諾書…C 號指圖書

第五項 B 號指圖書……………三八九
B 號指圖書…B 號指圖書發行申込書…B 號申込證…B 號指圖書…B 號手形買取通知書

第六項 SC 號信用状……………三九四
SC 號信用状…SC 號申込證…SC 號信用状の離形

第七項 D 號信用状……………三九六
D 號信用状…D 號信用状の離形

第八項 E 號信用狀……………三九八

E 號信用狀……………E 號信用狀の雛形

第九項 DC 號信用狀……………四〇〇

DC 號信用狀……………DC 號信用狀の雛形其一……………DC 號信用狀雛形其二

第十項 S 號信用狀……………四〇一

S 號信用狀……………S 號發行承諾書……………S 號信用狀の雛形

第八章 輸出爲替……………四〇四

第一節 輸出爲替の意義……………四〇四

輸出爲替の意義……………銀行買爲替、輸出商買爲替

第二節 輸出爲替の種類……………四〇五

輸出爲替の種類……………クリーンの輸出爲替……………ドキュメンタリーの輸出爲替……………代金取立の輸出爲替
輸出商買爲替と信用狀

第三節 値段取決めと輸出爲替……………四〇八

タームス……………タームスの種類……………註文と同時に現金拂……………出帆地にて積荷書類引換現金拂……………到着地にて積荷書類引換拂……………到着地にて積荷書類引換受渡……………信用掛賣……………諸掛
F. O. B. …… C. I. F. …… F. A. S. …… C. F. …… C. A. F. …… C. I. F. C. …… C. I. F. C. I. ……

外貨値段……………邦貨値段

第四節 輸出荷爲替……………四一八

輸出荷爲替の意義

第一項 普通の荷爲替……………四一九

普通の荷爲替……………丸爲替……………部分爲替……………借方票編入……………擔保差入證……………荷爲替手形買取依頼書……………荷爲替手形買取依頼書の雛形……………荷爲替手形副書……………手形副書の雛形

第二項 信用指圖書による荷爲替……………四二七

信用指圖書による荷爲替……………C 號指圖書……………B 號指圖書

第三項 信用狀による荷爲替……………四二八

信用狀による荷爲替……………重大違反……………電信による信用狀開始……………信用狀電信文雛形……………信用狀の期限延長……………信用狀の分割使用

第四項 輸出商と取組銀行……………四三三

相場取決め……………邦貨にて賣り邦貨手形の場合……………外貨にて賣り邦貨の支拂を受くる場合……………邦貨にて賣り外貨にて取組む場合……………取引銀行

第五項 積荷書類……………四三六

第一款 送狀

送狀……………送狀の種類……………領事インボイス……………商業インボイス……………領事インボイス雛形……………商業イ

ンボイス難形

第二款 船荷証券

船荷証券……船荷証券の種類……貨物引換証……B/Lの難形……パーセル、レシート難形

第三款 海上保険証券

海上保険証券……保険假証券……金額確定保険証券……金額豫定保険証券……保険宣言と保険票

……船名確定保険証券……船名未定保険証券……保険覚書……海上保険証券難形……保険宣言書

難形……保険票難形

第四款 其他の書類

原産地証明書……検査証明書……原産地証明書難形……手形振出案内書難形……手形勘定書難形

振替通知書難形

第六項 買取手形の取立……………四五五

手形の買取と取立……取立方法……手形取立依頼書

第七項 買取手形の不渡と回収……………四五八

手形の支拂通知……拒絶證書……償還金額……償還金額の算出法……償還請求書難形

第五節 代金取立爲替……………四六四

代金取立の發生……代金取立の不利……代金取立申込……代金取立依頼書……代金取立条件明細書

第九章 輸入爲替……………四七〇

第一節 輸入爲替の意義……………四七〇

輸入爲替の意義

第二節 輸入代金支拂方法……………四七〇

送金爲替に依る支拂方法……海外の輸出商振出の普通爲替手形を支拂ふ方法……信用狀を送つて

爲替手形を支拂ふ方法

第三節 信用狀と輸入商……………四七三

信用狀の輸入商にまつて有利の點……信用狀の輸入商にまつて不利の點

第四節 書類引渡……………四七四

書類引渡及び其種類

第一項 引受渡し……………四七五

引受渡しの意義……手形の流通……手形の支拂……手形金額請求書難形

第二項 支拂渡し……………四七九

支拂渡しの意義……支拂渡しの變更

第三項 貸渡し……………四八〇

貸渡しの意義……トラスト、レシート……マイリー、レシート……トラスト、レシート難形……

マイリー、レシート難形……正金銀行のトラスト、レシート……A號……B號

第四項 假渡し……………四九四

假渡しの意義……銀行へのギャランティー離形……船會社へのギャランティー

第五節 手形支拂濟の案内と回金……………四九九

手形支拂濟の案内……取立手形金額回金案内……手形支拂濟及回金案内書……倫敦宛案内書……取立委任銀行宛案内書

第六節 利付手形……………五〇三

輸入と利付手形……利付手形多数存在の理由

第一項 利付手形の意義……………五〇四

利付手形の定義……利息付なる理由……利付手形第一券離形……支那印度方面輸出の利付手形離形

第二項 利付手形の利息勘定……………五〇九

利息算出法……満期日前の支拂

第十章 爲替相場の豫約……………五一

第一節 豫約の意義……………五一

輸出入の危険……豫約の職能……豫約の種類……豫約の實行

第二節 豫約と輸入商……………五一四

安全なる輸入……豫約時期

第三節 豫約と輸出商……………五二六

安全なる輸出策……銀貨國への輸出と豫約

第四節 豫約と銀行……………五二八

豫約と銀行の利益……賣買爲替の豫約……豫約の安全

第五節 豫約と爲替仲次人……………五二二

爲替仲次人……爲替仲買人……豫約契約書……買豫約契約書……賣豫約契約書

第十一章 外國爲替と國際金融……………五二六

第一節 銀行長期手形と國際金融……………五二六

銀行長期手形的作用……銀行長期手形振出の起因……振出及び支拂銀行の信用

第二節 外國爲替に依る海外放資……………五二九

海外放資の意義……アタセブダンス、オナリ……放資に有利なる状態……放資に不利なる状態

第三節 金融手形の利用……………五三二

金融手形の意義……借款手形と金融手形との區別

第一項 有價證券の購入……………五三三

合同の成立……手形の更新……………五三五

第二項 爲替相場の思惑……………五三五
相場の見越……英蘭銀行利子の吊上……………

第三項 運轉資本の調達……………五三六
爲替銀行の資金調達……更新の更新……カイト、フライヤース……………

第四節 外國爲替に依る借款……………五三七
借款手形……弗貨借款……磅貨借款……………

第十二章 外國爲替の裁定……………五四二

第一節 裁定の意義……………五四二
裁定の意義……最も有利なる送金法……平準相場表……平準相場表の一部……………

第二節 裁定の種類……………五四七
直接爲替の裁定と間接爲替の裁定……二點地裁定と三點地裁定……………

第三節 單一裁定……………五四八
單一裁定のチャンス……クロス、レート……連鎖法……單一裁定の損益決算……………

第四節 重複裁定……………五五二

重複裁定の意義……直接裁定單一裁定重複裁定の比較……………五五八

第五節 金の裁定……………五五八
金銀の裁定の意義……金裁定の場合……金裁定の計算……………

第十三章 銀爲替及紙幣爲替……………五六一

第一節 銀爲替の意義……………五六一
金爲替銀爲替紙幣爲替……銀爲替相場と銀塊との關係……銀爲替と貿易との關係……銀塊騰落の利不利……銀の現送點……銀の輸入現送點……銀の輸出現送點……對支爲替相場……………

第二節 對支爲替……………五六八
對支爲替の解り難い理由……支那の貨幣……銅の性質……上海兩の性質……上海爲替相場の割出……倫敦銀塊對上海兩の比價……倫敦宛原價算出法……紐育宛原價算出法……銀爲替における豫約……金銀塊への繋ぎ方……………

第三節 對印爲替……………五九一
金銀の比價……印度の銀輸入越過高……對印爲替相場の趨勢……カウンシル手形の運用……銀相場と爲替相場との換算法……………

第四節 紙幣爲替……………五九五
紙幣爲替の意義……紙幣のプレミアム……プレミアム變動の影響……………

第三編 結論

第十四章 外國爲替政策

第一節 外國爲替政策の意義……………五九九

爲替相場の矯正政策……爲替政策の種類……自由放任政策と人爲的安定政策……爲替政策の目的……爲替政策の現實問題……………

第二節 根本的安定策……………六〇四

根本的安定策の意義

第一項 幣制改革……………六〇五

幣制改革の對外影響

第二項 物價の對内及び對外政策……………六〇六

物價の對外政策……カッセル説

第三項 國際貨借上の受取金額を増大ならしむる策……………六〇八

受取金額の増大策……物資の輸出獎勵輸入制限策……輸出獎勵策……有價證券の輸出獎勵輸入制限策……海運の發展に基く運賃の増加策……保險業の發展に基く保險料の増加策……爲替並に金

融業の發展に基くコミッションの増加策……在外資金の有利なる運用に基く利子配當償還等の増加策……移民植民の發展に基く送金の増加策……遊覽客の誘致策……相場の轉嫁

第三節 應急的安定策……………六一六

應急的安定策の意義……銀行長期手形發行に依る方策……金利の引上げ引下げに依る方策……外債募集に依る方策……金銀輸出禁止による方策……手形買上げに依る方策……………

第四節 國際的安定策……………六一三

國際的安定策の意義

第一項 外債政策に依る安定策……………六一三

外債政策に依る安定策の意義

第二項 國際通貨論に依る安定策……………六一四

國際通貨論に依る安定策の意義

第三項 國際信用の設定に依る安定策……………六一五

國際信用の設定に依る安定策の意義

第四項 國際銀行の設立に依る安定策……………六一六

國際銀行の設立に依る安定策の意義……結論

第十五章 我國現下の爲替政策……………六九

三〇

第一節 爲替相場の下落……………六九

相場下落の趨勢……………弗爲替の地位……………磅爲替の地位……………對支爲替の地位……………對印爲替の地位

第二節 政府對策の變遷に對する批判……………六三

金輸出及び鑄造禁止……………正貨保有高……………金銀の輸出入高……………物價指數……………制限的拂下政策……………在外正貨の多寡による拂下政策

第三節 唱へられた對策——金輸出解禁論……………六五

金輸出解禁論者の主張……………我國輸出入貿易表……………貿易外貸借表……………外貨輸入現在高表……………日銀兌換率發行高表……………商賣高と正貨準備高

第四節 唱へられた對策——在外正貨拂下論……………六七

自由拂下と無制限拂下

第五節 吾人の安定及び恢復策……………六七

階段的自由拂下及び現送政策……………階段内の安定と吊上策

附錄一 世界各國の貨幣制度……………六八

日本……………英帝國及殖民地……………北米合衆國……………加奈陀……………ラテン貨幣同盟國……………獨逸……………スカンデナ

ビヤン貨幣同盟國……………露西亞……………和蘭及同國殖民地

附錄二 世界各國の爲替相場比較表(日次終)……………六九

索引……………一一

外國爲替論

第一編 緒論

第一章 外國爲替研究の必要

第一節 國民經濟と外國爲替

歐洲大戰勃發の大正三年には我國輸出入貿易の總額は僅か十一億八千六百萬圓であつた。然るに戰爭の好影響を受けた我海外貿易は見る見る間に大膨脹を以つて發展し、大正九年度には既に四十二億八千四百萬圓を突破するに到つた。即ち大正三年度のそれに増すこと殆んど三倍半である。而してこの大膨脹は我國民生活にも大なる變化を齎した。大正九年の二月頃までは、甲州の山奥に棲息する爺婆の百姓まで、昨日は横濱の生絲が四千六百圓

經濟組織
の膨脹



した、今日は七百圓する、と云ふて喜んで居つたものが、早くもその年の夏は千五百圓臺の相場さへ持ち切れなくなつて、昨日まで喜んだ爺婆は早や今日は愁歎に暮れるといふ有様である。或は又地方の農村青年が、紐育の絲價を云云し、横濱の在荷數を憂へ、或は爲替相場の順逆を口にするが如き、これ全く紐育の絲價の一上一下、日米爲替相場の一動一振までが、かゝる山間僻地にある養蠶家の生活に迄影響する時代となつたからである。即ちその經濟組織は國境を越えて、世界大となつてゐるのである。

經濟組織の膨脹は獨り我國ばかりではない。歐米の先進國に於ては更らに大に更らに密なるものがある。そは彼等の國の外債なり海外貿易なりを點檢せば直ちに解る事柄である。

國民經濟生活

昔の經濟生活は種族を中心とした自給自足の種族經濟であつた。次に氏族を中心とする氏族經濟があり、ついで都市を中心とする都市經濟が起り、又王國を中心とする王國經濟があつた。然るに十八世紀以後、國家の勃興と共に人類の經濟生活は愈々國民的自覺本位となり、その經濟組織は國民經濟と

なつた。即ち國家は國法に依つてその國民の經濟生活を限定し、政策に依つて國民の經濟活動を指導してゐるのである。

註 この處にいふ經濟とは「社會生活のよき情態」(state of well)又は「state of social well」を目的とするを云ふの意であつて、物資の數量や金銀の多寡や又はその移轉のみを云ふのではない。E. Cannon: Wealth, ch. 1; J. A. Holson: Work and Wealth, ch. 1. 參照。

然し經濟それ自身の目的から云へば、國家の公益を目的とする公經濟でも或は個人の私的利益を眼目とする私經濟でも、最少の人間の苦痛 (least human good) を以つて、最大の人間の効用 (maximum human utilities) を創造せんとする點に於ては、凡ての經濟は人間經濟であると云へやう。人間經濟は家族や國民といふ狭い人間に囚れて居る可きではない。廣く世界の人類を目標とするべきである。然し現實の經濟組織に於ては國家を無視する事は到底出来ない。その出来ない國家經濟組織に於て、自國民のよき生活情態と同時に世界人類のよき生活情態を計ることは出来まいか。そこに道はあると思ふ。之を具體的に云へば統一手形法の如き、ラテン貨幣同盟の如き、尠くともその經濟

目的は自國の國境を越えてゐるのである。國民經濟生活の擴張はその當然の歸趨として必ず人類になる事であらう。

それは兎も角として國民經濟生活をして斯の如く世界大に助長せしめた原因は主として次の如き理由に依る。

一、交易 (Exchange; Handelsverkehr; change) の發達に依る原因

- (一) 信用經濟の發達
- (二) 外國貿易の増進
- (三) 通信の發達

二、交通 (Transportation; Verkehr; Transportation) の發達に依る原因

元來交易は原始時代の物々交換即ち自然經濟に始まり貨幣制度の貨幣經濟となり、信用制度の信用經濟が発生したのであるが、中にも國際信用の確立は今後の商業的並に財政的國際貸借の決濟の上に、大なる決定的要素をもつ處のものである。例へば財の交換としての外國貿易の如きは、その決濟が殆

交易と交
通との發
達

んど皆信用の一形態としての外國爲替手形に依つて支拂はれつゝあるのであるが、若しその信用が確立せずその制度が幼稚のものであるならば、その國の外國貿易は甚だしく阻害され、國民經濟生活は世界的に發展し難いのである。又外國貿易の増進はそれ自らが國民經濟生活の擴張を意味するものである。例へば我等の洋服が安價に英國より來り、我等の靴が容易に米國より來つて我等の需要を満し、一方我等の生産力は靴や洋服より、より以上の有利なる效用創造に向つて之をそぐならば、それは慥かに國民經濟生活の發展を意味するものである。又水運陸運、空運等は人間の交通を益々頻繁ならしめ、財の交換貿易を助長して、この處にも幾多の經濟關係が結ばれ、貸借の關係を生じて、爲替の任務は益々複雑となつてくるのである。

左に示すは交通の發達と世界貿易との相互關係を示したもので、貿易高は世界各國輸出入額の總計である。金額は物價の昂低によつても異なるが、表はたゞ交通機關の數と貿易高との相互關係の大體を示せば足るのである。

註 表は Statistical Abstract of the U. S. に依る

第一章 外國爲替研究の必要

外國爲替論

六

年代	帆船 百万噸	蒸氣船 百万噸	鐵道 万哩	電信 百万哩	海底電信 万哩	人口 百万人	貿易高 百万噸
一八〇〇	四	—	—	—	—	六	一四
一八五〇	一一	—	二	—	—	一〇	四〇
一九〇〇	六	一三	五〇	—	—	一五	二〇一
一九一〇	四	二二	六三	—	—	一六	三三六
一九二六	三	二七	七二	—	—	一六	四六五

商業政策

人口が増加し、交通が頻繁となるに従つて貿易額が増加するは當然の結果であるが、然しその反面には國民的大悲劇のある事を看破せずには居られない。即ち獨逸は一八八一年より保護政策をとつて他國工業品輸入に對しては極端に税率を引上げた。之がため獨逸は第一の衝突を澳太利と交へ、第二の衝突を露國と交へ、第三の衝突を佛國と敢てした。之等の關稅戰爭は獨逸の獨逸のみではなく、十九世紀の末葉より今日に到る迄各國とも齊しく體驗した處である。即ち英國の峻烈なる海運政策、金融政策は人のよく知る處であつて、航路の獨占、運賃の差別待遇等は云ふ迄もなく、一九一三年には四百億萬圓の巨額を海外に投資してその利權の獲得に熱中して居つた。又新進の米

國は領事制度の充實、國際銀行業の發達、之等に加ふるに資本と船の力に依つて、世界的商業戰爭の眞先に立つてゐる事は近時の情報によつても明かな處である。之等の商業政策は皆國家を背景としての經濟作用の人爲的抑制であるから、それだけ國民生活が限定され又人間の效用の創造も阻害されてゐるのである。が然し外國爲替政策のみは、他の商業政策と異り、それ自身の目的は各國の貸借決濟を容易ならしめ、進んでは各國爲替相場の變動を矯正して、相互の對外取引を安定ならしめ、互に外國資金を流通して金融の圓滑を劃る等、世界各國民の經濟を主眼としてゐるのである。

第二節 我國海外貿易の概觀

我國輸出
入貿易

前節に於て現代の國民經濟生活は最早鎖國的たるをゆるさない、海外貿易の發達はその理由の一つである。と説いたが本節に於てはいま少しく之を詳説したいと思ふ。左に掲ぐるは我國大藏省發表の統計より抜萃したものであるが、その貿易額膨脹の趨勢と金銀移動との關係に就ては特に注意して見

て貰ひたい。蓋し外國爲替の重なる職分は之等の貿易額の決済にあるからである。本表は樺太を含むも、朝鮮臺灣は含まず。(單位百萬圓)

最近我國
輸出
輸入
貿易

最近我國輸出入貿易高

年次	商 品		合 計	差引超過 *(輸入超過)	金 銀		差引超過 *(輸出超過)
	輸出	輸入			輸出	輸入	
明治六年	221	28	49	* 7	5	3	* 2
同十六年	26	28	64	8	3	5	2
同廿六年	89	88	177	1	12	11	* 1
同卅六年	289	317	606	* 28	19	27	8
大正元年	526	618	1,145	* 92	28	11	* 17
同 二年	632	727	1,361	* 97	27	1	* 16
同 三年	591	595	1,186	* 4	29	9	* 20
同 四年	708	532	1,240	179	44	24	* 50
同 五年	1,127	756	1,883	371	28	101	73
同 六年	1,603	1,035	2,638	567	153	392	238
同 七年	1,962	1,669	3,630	294	—	5	4
同 八年	2,028	2,173	4,201	* 74	5	327	322
同 九年	1,948	2,336	4,284	* 387	2	404	400
同 十年	1,252	1,614	2,866	* 361	—	138	138

註 最近の統計は本書第十五章第三節を参照されし。

右の統計に依つて見るに大正九年度の我對外總貿易高は、明治六年の八十六倍以上に昇り、大正元年の約四倍になつてゐる。これは戦争の好結果に依ることも云へるが又我國民の對外的努力に負ふ處も尠なくない。更に商品と金銀との輸出入の關係に就いて見るに、明治四十三年より大正三年に至る五ヶ年間は毎年輸入超過を示し、その合計は貳億六千五百萬圓である。即ち毎年平均五千參百萬圓づゝの輸入超過である。然るに一方金銀の輸出超過は明治四十四年より大正四年まで續いて、その合計は八千百萬圓、平均一ヶ年壹千六百萬圓づゝの輸出超過である。之に依つて之を觀るに毎年五千參百萬圓づゝの輸入超過に對して毎年壹千六百萬圓づゝの現金支拂があつた事が解かる。又大正三年より貿易は順調となつて大正七年迄の四ヶ年に拾四億〇九百萬圓の輸出超過を生じ、その結果大正五年より大正九年迄に金銀の輸入超過は拾億參千七百萬圓を得るに到つた。即ち毎年平均參億五千貳百萬圓の輸出超過に對して貳億〇七百萬圓づゝの現金支拂を受けつゝあつた事が解かるであらう。

註 之等は唯眼に見える輸出入品(商品及金銀)即ち Visible exports and imports に就ての
 評論であるが、この外、眼に見えざる輸出入品即ち Invisible exports and imports 例せば
 有價證券、運賃、利息、配當、償與、コミッション、海外資金等の税關の記録に残し得ざ
 る即ち眼に見えざる輸出入品があるを以つて、眼に見える輸出入品の決済の不
 足は之等眼に見えざる輸出入品に依つて決済を補つてゐるものと観るのが正
 當である。故にマーカンチリズム時代の貿易權衡説(Favorable Balance of Trade)をその
 健信する譯にはゆかぬ(E. L. S. Paterson: Domestic and Foreign Exchange, pp. 2-4 参照)
 故に一國の貸借對照表とも云ふ可きものは之等兩者を充分考慮したものでな
 ければならぬ。(J. F. Johnson: Money and Currency, U. S. in Account with the World 参照)

我貿易の
世界的地位

我貿易の總額は大正八年に四拾貳億八千四百萬圓に達し金銀の輸入超過
 は大正九年に四億萬圓に昇つた。然し之を他の主要諸外國のそれと比較せ
 ば、到底まだ貧弱たるを免れぬのである。

主要諸外
國の貿易高

○主要諸外國の貿易高

(Statemans Year Book 及び經
濟年鑑による單位英貨千磅)

(一) 英吉利 (United Kingdom of Great Britain and Ireland)

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	五二三、〇七五	三五四、三七三	八七七、四四八
一九〇五	五六五、〇一九	四〇七、五九六	九七二、六一五

一九一〇	六七八、二五七	五三四、一四五	一、二二二、四〇二
一九一五	八五一、八九三	四八三、九三〇	一、三三五、八二三
一九一六	九四八、五〇六	六〇三、八四五	一、五五二、三五一
一九一七	一、〇六四、一六四	五九六、七五七	一、六六〇、九二一
一九一八	一、三一六、一五一	五三三、三六四	一、八四八、五一五
一九一九	一、六二六、一五六	九六三、三八四	二、五八九、五四〇
一九二〇	一、九三二、六四九	一、五五七、二二三	三、四八九、八七二

(二) 北米合衆國 (United States of America)

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	一六九、一五〇	三〇〇、一〇五	四六九、二五五
一九〇五	二九四、七五四	三八六、四八七	六八一、二四一
一九一〇	三〇五、四四七	四〇二、七〇九	七〇八、一五六
一九一五	四三九、五七六	八六六、六九六	一、三〇六、二七二
一九一六	五三一、八七一	一、二五八、〇〇九	一、七八九、八八〇
一九一七	五八九、一三一	一、一八三、九四二	一、七七三、〇七三
一九一八	六〇五、三五四	一、二一六、五四五	一、八二一、八九九
一九一九	六三六、一九四	一、四八六、二八八	二、一二二、四八二
一九二〇	一、〇七六、五二一	一、六六六、四五七	二、七四二、九七八

(三) 日本 (Japan)

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	三二、一〇六	二一、四七一	五三、五七七
一九〇五	三〇、一〇九	三四、三三四	六四、四四三
一九一〇	四八、五七四	四九、〇二七	九七、六〇一
一九一五	五五、八六八	七四、七二七	一三〇、一九五
一九一六	七八、九四八	一一八、一五四	一九七、一〇二
一九一七	一〇七、九四二	一六八、一〇五	二七六、〇四七
一九一八	一七〇、九一六	二〇一、〇三四	三七一、九五〇
一九一九	二二二、一八三	二一四、九八〇	四三七、一六三
一九二〇	二三九、二八八	一九九、五六九	四三八、八五七

(四) 獨逸 (Germany)

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	三〇二、一四九	二二七、六三〇	五三九、七七九
一九〇五	三五二、三〇〇	二八四、六五〇	六三六、九五〇
一九一〇	四六五、四九九	三八二、二〇九	八四七、七〇八
一九一三	五六〇、三三五	五〇九、九六五	一、〇七〇、三〇〇

(五) 佛蘭西 (France)

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	一八六、二三三	一六二、七二一	三四九、一九二
一九〇五	一八九、四五二	一九二、九五九	三八二、四一一
一九一〇	二七〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	五一〇、〇〇〇
一九一五	三三二、九八〇	一〇二、八九二	四二五、八七二
一九一六	六〇六、三七六	二〇四、六二七	八一、〇一三
一九一七	六五二、四七二	一五三、五四二	八〇六、〇〇四
一九一八	七九六、六〇〇	一六五、七六〇	九六二、三六〇
一九一九	一、四三一、九六〇	四七五、一六〇	一、九〇七、一二〇
一九二〇	一、四一七、〇〇〇	八九七、三六〇	二、三一四、三六〇

(六) 露西亞 (Russia)

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	六四、八〇〇	五二、二〇〇	一一七、〇〇〇
一九〇五	一〇四、七〇一	五八、二〇八	一六二、九〇九
一九一〇	一一六、一七〇	一五九、一四〇	二七五、三一〇
一九一五	一一一、四〇〇	三九、七二〇	一五一、一二〇
一九一六	一一五、三〇〇	四〇、二〇〇	一五五、五〇〇

(七) 伊太利 (Italy)

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	六八、〇〇九	五三、五二九	一一一、五三八
一九〇五	八二、五八二	六九、二三五	一五一、八一七
一九一〇	一二八、一八七	八〇、三三〇	二〇八、五一七
一九一五	一八八、一四二	一〇一、三三七	二八九、四七九
一九一六	三三五、六一一	一二三、五三三	四五九、一四四
一九一七	五五九、六〇八	一三二、三四〇	六九一、九四八
一九一八	六四一、五四七	一三三、七八八	七七五、三三五
一九一九	六六四、九三三	二四二、六二九	九〇七、五六二
一九二〇	六三四、四八五	三二三、一五一	九四六、六三六
合計	三、八、九六四	三、九、四二二	七、八、三八六
一九〇〇	五四、八三〇	四一、七七九	九六、六〇九
一九〇五	八〇、五二〇	六三、七七四	一四四、二九四
一九一〇	一二九、三四二	一〇〇、八五四	二三〇、一九六
一九一五	一一五、九九八	一八一、八二九	二九七、八二七
一九一六	一八三、四一四	二八二、六九九	四六六、一一三
一九一七	一九七、七七二	三二五、五一九	五二二、二九一
一九一八	一八八、五六五	二六一、〇六三	二四九、六二八
一九一九	二一八、〇三六	二六四、七四四	四八二、七八〇

(八) 加奈陀 (Canada)

(九) 印度 (British India)

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	六六、二四二	八〇、七九二	一四七、〇三四
一九〇五	一〇二、〇一四	一一八、〇五一	二二〇、〇六五
一九一〇	一一五、六五三	一四四、七二六	二六〇、三七八
一九一五	一〇〇、七七七	一三八、四七〇	二三八、五四七
一九一六	三三、四五九	六六、三〇九	九九八、七六八
一九一七	〇六、六三二	六四、八七四	七一、七〇六
一九一八	〇九、五六九	一六三、二六九	二七二、八三八
一九一九	二五、七〇八	一七〇、二一三	二九五、九二一
一九二〇	四七、八〇一	二二一、八三八	三六九、六三九
合計	六、六、二四二	八、〇、七九二	一四、七、〇三四

(十) 支那

年次	輸入	輸出	合計
一九〇〇	二八、一四三	二一、二〇〇	四九、三四三
一九〇五	五九、六一三	三〇、三八五	八九、九九八
一九一〇	六二、三三一	五一、二七三	一一三、六〇四
一九一五	五八、九三九	五四、三二一	一一三、二六〇
一九一六	八六、〇六七	八〇、二九九	一六六、三六六
一九一七	一一九、〇七二	一一〇、三〇一	二二九、三七三
一九一八	一四五、六五八	二〇四、八八二	三五〇、五四〇
一九一九	一二七、五四四	一九九、七五六	三二七、三〇〇
一九二〇	一三〇、三〇四	九〇、八七〇	二二一、一七四
合計	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇

右の統計に依ると我國の貿易はその金額の點に於て到底米、英、獨、佛に及ばないのであるが、然しその増進率は一番よい成績を示してゐる。即ち一九〇〇年を基本年として一〇〇とし、一九二〇年の各國の成績を見るに、英三九七、米三三五、佛六六三、加奈陀六三四、伊七八一、印二五一、支四五一に對し我日本は實に八二六である。

故に現今に於てはその數量に於て到底歐米先進國に匹敵出来ないが、その率に於て即ち質に於て勿論憂ふ可き點は多々あるが、辛うじて優勢の地位を占めてゐる事が解る。随つて之が決済をなす外國爲替に於てもその取組金高は毎年非常な額に達しつゝある事が解るであらう。

註 以上の統計は印度は一ルーピーを一先四片、支那は七、五海關兩を一磅とし、その他は一磅に對する各國の平價を以つて換算したものである。又佛蘭西の最後の二年と印度支那とは金銀輸出入額をも含む金額は物價の騰落によつて差のある事は勿論である。又一九一五年より一九一八年迄の統計は戦時中の貿易統計である。故に歐洲諸國の貿易額は割合に少なく、又その貿易額も輸入が重であつて輸出の少なかつた事、之に反し日本及米國は異常の増進を見せた事は統計の示す處である。

第三節 我國の外國債

國民經濟生活の世界的になつた理由の一つとして、信用經濟の發達を擧げ、信用經濟の國際的方面を、(一)商業的國際貸借の方面と、(二)財政的國際貸借の方面とに區分し、その(一)に就てはすでに七頁以下に述べた通りであるが、その(二)に就ては、少くこの處に事實そのものを轉廻させたいと思ふ。

大正九年七月大藏省發表の統計に依れば、日本の外國債は發行額に於て拾五億貳千四百萬圓餘のものを、まだ貳億壹千參百萬圓餘を償還したのみであるから、現在額拾參億壹千百萬圓餘ある譯である。それらは皆四分乃至四分五厘或は五分利付のものであるが、いま假りに平均四分利付としても、日本は毎年利子のみにて五千萬圓餘を外國に支拂はねばならぬ。又大正十年度十二年度十四年度十五年度と續々として償還年度等が來り、それらの年に於ては元利の償還を爲さねばならぬ事は勿論である。

外國公債

○外國公債表

(大正十年現在)

(最近の表は本書第十五章第(三節以下を参照されたい。)

種別	發行年	發行額	償還額	現在額	償還年
第一回四分利付英貨公債	明治三二	九七、六三〇	四、八八一	九二、七四八	大正四二
第二回四分利付英貨公債	三八	二九二、八九〇	八九、七五五	二〇三、一三四	一四
第三回四分利付英貨公債	三八	二九二、八九〇	七九、三八三	二一三、五〇六	一四
第四回四分利付英貨公債	三八	二四四、〇七五	六	二四四、〇六八	二〇
五分利付英貨公債	四〇	二二四、五四九	五	二二四、五四三	三六
四分利付佛貨公債	四三	一七四、一五〇	六	一七四、一四三	五九
第三回四分利付英貨公債	四三	一〇七、三九三	一	一〇七、三九二	三九
佛貨國庫債券(五分利)	大正二	七七、四〇〇	三九、四六七	三七、九三二	一二
舊北海道炭礦鐵道株式會社々債(五分利)	明治三九	三、九〇五	一	三、九〇五	一〇
種別	發行年	發行額	償還額	現在額	償還年
舊關西鐵道株式會社々債(四分半利)	發行年	九、七六三	一	九、七六三	一五
合計		一、五二四、六四五	二二二、五〇七	一、三二一、一三七	

右は唯外國にある可き外國債のみであるが、この外現在高拾五億壹千參百萬圓の内國債の或る部分及び其の他市債、社債、株式其の他の有價證券が、外人の手に入つて外國に所有され居るものも亦多額に上り居るは明かである。

内國債其の他

又同様に外國のそれが日本人に依つて所有されてゐるものもある。而して之等一切に對する償還、利子、配當、償與金等の對外的負擔及び債權を考へる時に、我等の經濟生活はそこにも對外財政的環境の經濟組織から免れる事は出來ないのである。

第四節 外國爲替知識の必要

國債貸借の決済

大正九年度には輸出入額のみにも四拾貳億八千四百萬圓からの貸借決済があつた。そして又四億〇七百萬圓からの金銀も取り扱つたのである。又眼に見えざる輸出入品例令ば社債、株式其の他の有價證券等の取引も巨額に昇つたことは今日の經濟組織から容易に推測出来る。而して外國爲替は之等の貸借決済をなす經濟機關なるが故に、苟も一國の經濟に關係するものはその貿易家たる銀行家、金融業者、或は政治家、法律家、教育家たるを問はず、苟も國民經濟に關係する者は齊しく之を知り置く可きである。外國爲替を以つて専門家に專屬する研究事項なるが如く思惟したのは

昔のことである。今日の經濟社會に於ては貿易の進展及び金融の擴大と共に一般國民生活の擴張が必然的にこの學問を必要とするやうになつたのである。

註 A. C. Wheeler はその著 Foreign Exchange の序に於て米國の外國貿易の膨脹、各銀行の海外支店の設置、財政上の世界的飛躍を説いて後ち曰く、故に外國爲替は貿易業、銀行業に這入らむとする者計りでなく、外國貿易に關する國家政策の問題を研究する者にさつても必要である。同じ事柄は (J. J. Goschen も彼の The Theory of the Foreign Exchanges, (Introduction) に於て外國爲替は Merchants や Bankers のみでなく Political economists にさつても興味の的でなければならぬといふ。W. F. Spalding は又その著 Foreign Exchange and Foreign Bills in Theory and in Practice の緒論に於て、自分はロンドン大學の求めに應じて講義するのであるが、一體これ迄の教育當局者が外國爲替の知識を學生に與へなかつた事は大なる失敗であるを批難してゐる。又曰く外國爲替を知つてゐる者は大陸に於て金の需要の熾んなる時は何故倫敦市場に於て貨幣價格が反對の影響をなすか、彼は又何故或る二ヶ國の外交的關係が破裂しそつになつた時、他の遠き國の株式市場に迄番狂はせの相場を來らすかそれがよくわかる。彼は又豫言者の如く裝はなくとも倫敦に於ける銀の下落が極東貿易に關係ある者にさつても奈何なる影響を及ぼすかも豫言出来る。彼は又國際貸借の圓滑なる取引の眞の方法を知つてゐる。

嘗にそれ許りではない。今日の趨勢は一面經濟行爲の有効力 (effectiveness) を貨殖能力といふ尺度を以つて律するやうになつた。個人の經濟能力も國家のそれも、多くの場合、金錢を以つて之を計量してゐる。その不當は暫く措き、今日の問題は(戰時を除いて)物資の多量を輸出入することではない。それに依つて一錢でも多くの受取金額を増大ならしむる事である。而してその受取金額を増大ならしむる一方の有力なる要因は外國爲替相場的作用である。即ちこの處にも外國爲替知識の必要が起る所以である。

第二章 學問として外國爲替論

第一節 銀行論の一部

現代銀行
の職分

エーケーフェイス(A. K. Fiske)は彼の『現代の銀行』(The Modern Bank, Revised ed. pp. 241)に於て内國商業取引を容易ならしむる事に次いで最も重要な銀行業の職分は國際取引を容易ならしむる外國爲替を取扱ふ事である、と云ふてゐるが實際その通りで今日歐米に於ける一流の銀行は國內のみの債權債務者の間に立つて信用取引を圓滑にし且つ資金の調和を計ると云ふが如き事のみで満足出来なくなつた。即ち紐育倫敦等にある銀行にして外國爲替を取扱はない銀行は殆んどないであらう。それだけ世界は國際金融國際銀行業の方面に於ても接近して來た。殊に米國が聯邦備準制(Federal Reserve System)を一九一四年の暮より執行し始めてから彼の國の國際銀行業の發展振りは誠に凄じいものがある。つまり國內の業務を國外に對しても採るやうになつたのである。

斯の如く銀行なるものゝ職分から見ても外國爲替論は正に銀行論の一部であるとも言へるが、更らに之を裏書する爲めに卑近の例を擧ぐれば、近頃出版さるゝ銀行論に關する内外の著書は必ずその幾分かは外國爲替の爲めに之を割いてゐる。つまり銀行論の内容も銀行の進化とその歩調を共にしてゐるのである。

銀行の種
類

銀行の類別を若し一國の銀行制度より之を區分する時は、(一)中央銀行 (二)地方銀行 (三)民地銀行 (四)外國支店 (五)一般銀行 (六)特殊銀行を又分ちて、イ、外國爲替銀行 ロ、貯蓄銀行 ハ、商業銀行 ニ、工業銀行 ホ、農業銀行 ヘ、信託銀行等に區分出来やう。故に銀行の種類より見ても外國爲替論は銀行論の一部であると云ふ事が出来る。

註 我日本に於ては未だ外國爲替業務を取扱ふ銀行は其量に於ても數に於ても少ない。これは早晚銀行のどうしても發展せねばならぬ方面であらう。日本の所は正金を始め、臺灣、住友、朝鮮その他があるが、到底歐米のそれに比肩すべくもな

い誠ニ貧弱な状態である。参考迄に日本の銀行發達を年次的に示せば次の如くである。

我國銀行發達の年表

○我國銀行發達の年表

- (一) 國立銀行 (明治六年、第一國立銀行設立、爾來第五百十三國立銀行までゆきて國立銀行條例の改制によつて附餘の設立は之を停止す)
- (二) 私立銀行 (明治九年三井銀行設立、以後私立銀行漸出す)
- (三) 外國爲替銀行 (同十二年、橫濱正金銀行設立)
- (四) 中央銀行 (同十五年、日本銀行設立)
- (五) 普通銀行 (同廿三年、銀行條例施行細則)
- (六) 貯蓄銀行 (同廿五年、貯蓄銀行條例施行細則)
- (七) 特殊銀行 (同廿九年、日本勸業銀行設立)
- (八) 同 (同卅年、各府縣農工銀行設立)
- (九) 同 (同卅三年、北海道拓殖銀行設立)
- (十) 同 (同卅五年、日本興業銀行設立)
- (十一) 殖民地銀行 (同卅三年、臺灣銀行設立)
- (十二) 同 (同四十二年、朝鮮銀行設立)
- (十三) 同 (同四十二年、朝鮮殖産銀行設立)
- (十四) 同 (大正七年、朝鮮殖産銀行設立)

第二節 貨幣論の一部

貨幣の對外價值

外國爲替論が貨幣論の一部であるてふ論據の一つは貨幣の對外價值に就てある。その二は交換媒介物としての外國爲替手形に就てある。その三は將來支拂の要具としての外國爲替手形である。

若し貨幣の價值を

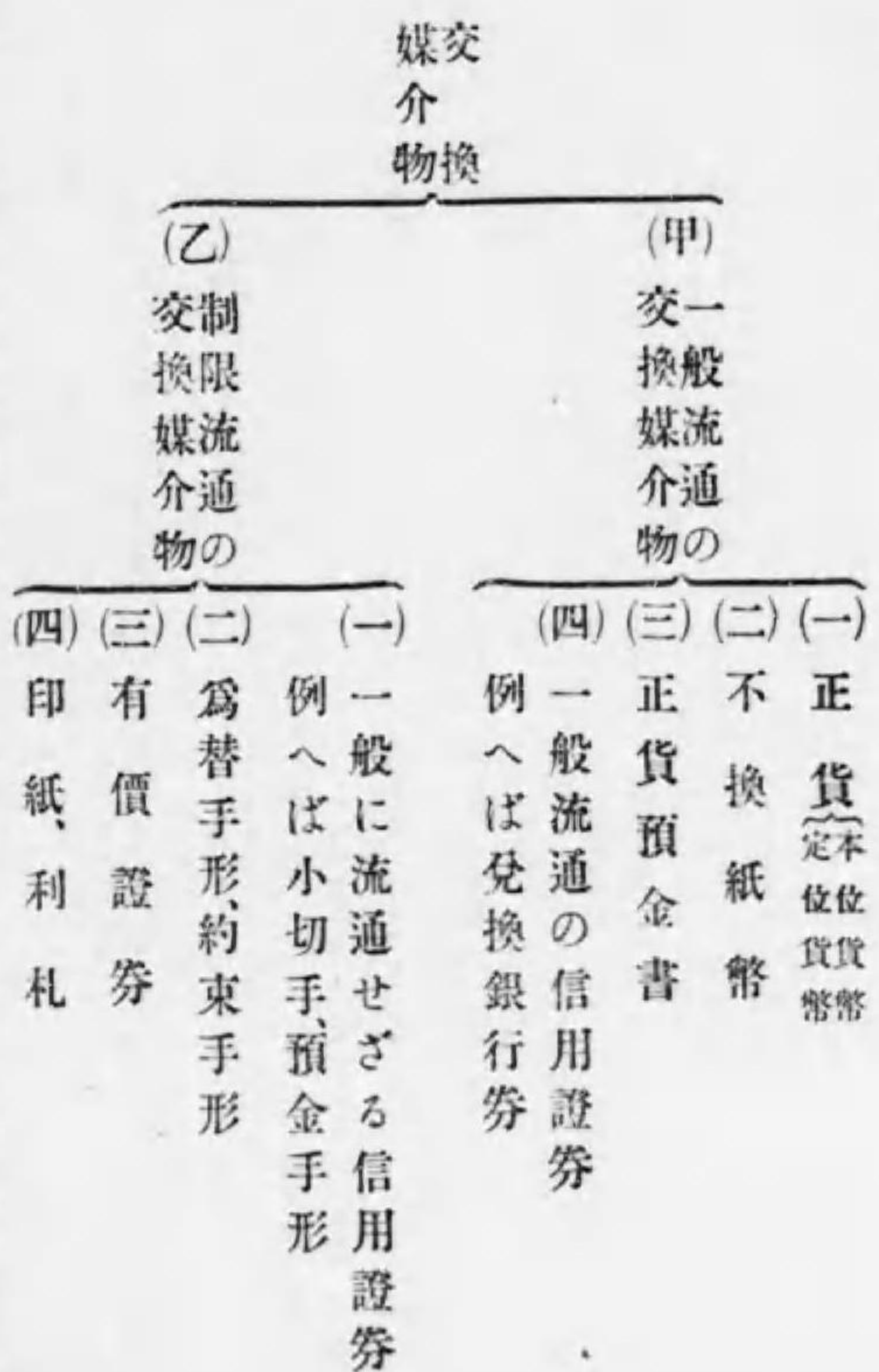
一、貨幣の對内價值 (内的價值に非らず)

二、貨幣の對外價值 (外的價值に非らず)

と區分して、貨幣の對内價值を一國內に於ける貨幣の購買力と意味し、貨幣の對外價值を一國の貨幣が他國の貨幣に對する交換力と觀るならば、貨幣の對外價值に關する理論は即ち外國爲替論に於ても取扱ふ分野である。例へば邦貨一圓は何故に奈何にして何んの爲めに或る時は米貨四十九仙に又或る時は五十一仙に換算さるか、これは貨幣論中の問題であるが又同時に外國爲替論の題目である。

交換媒介物の外國爲替論

堀江歸一博士は(改訂銀行論一四頁)現時の經濟社會に於ける交換媒介物を左の如くに示してゐる。



右の内堀江博士は、小切手、爲替手形、約束手形、有價證券、印紙、利札等は『其の流通の區域には著しき制限を存し、自由に人民の間に流通する能はず、纒に或

る事情の下に、貨幣職務の一部を盡すに過ぎず。職務の一部を盡すものを以つて直に貨幣とするの誤まれるや論を俟ざるなり。』(同上 一五—一六頁)として乙に屬するものを通貨に非らずとされてゐるのであるが、貨幣であるや否やの問題はその人の貨幣に對する定義の廣狭にも依ることであるから止むを得ないとして、之等の交換媒介物は貨幣職務の一部を盡してゐるのみであるから通貨でないといふ博士の議論に對しては異論なき能はずである。第一に之等は一般に流通せない、即ち制限流通であるから交換媒介物としての職分はその一部しか盡してないといふ議論は唯半面の眞理のみである。成る程小切手が不渡の場合、爲替手形が拒絶された場合、或は印度の如き金融制度の幼稚の國に於ける有價證券、印紙、利札等は交換の媒介物として應々流通せぬ場合があらう。けれどもそれは印度や支那に於て應々ある事であつて、金融制度銀行制度の發達した歐米では、反つて本位貨幣や紙幣よりも小切手や爲替手形の方が遙かにより多くより安全により便宜に交換の媒介をなしてゐる。即ち正貨よりも遙かに多くその職分を盡してゐるのである。唯

拒絶する場合もあるから絶對的には流通せないと云ふのみ。然し乍らかゝる事實は獨り小切手や爲替手形のみにあるのではなく、法貨である所の兌換紙幣にさへも、ある筈なくしてある場合がある。即ち墨國に於ては兌換紙幣が法理上の抽象議論としては一般流通のものにも拘らず實際に於ては不渡の場合が應々あるとの事である。又北米合衆國に於ては補助銀貨の五十仙廿五仙十仙は一八七九年の貨幣改制法にて金額拾弗まで法貨であり、五仙の白銅一仙の銅貨は金額廿五仙迄法貨であるのであるから、一度にこれ以上の支拂に對しては拒絶する権利があるやうなものゝ實際の取引に於てはかゝる拒絶はない。又我貨幣法第七條にも補助銀貨は拾圓まで、白銅貨並に銅貨は壹圓まで法貨として流通し得るの規定である。故に嚴密に法律的に考へるならば制限流通である。然るに事實はこの額を越えても一般に流通する。故に若し堀江博士の如く「貨幣とは社會を通じて債務其の他の支拂を完済する終局の方便に供せられ、自由に各自の間に流通する有價物件なり」とせば自由に各自の間に流通せない場合はそれが前述の墨國の兌換紙幣であらう。

る法貨であつても、事實上はその職務を一般に盡してないから貨幣でない譯になる。然るに一國の貨幣法に依れば貨幣である。即ちこの所に貨幣法より見る觀方と、經濟作用の職分から見る觀方と二つあつて兩者の間には一致しがたい差異 (discrepancy) のある事を見出すであらう。

然しこの處に云はんとする點はこの點ではない。更らに一步を進めて、何故に一つは法貨であるにも拘らず一般に流通せないか、何故に他は信用證券であるにも拘らず一般に流通するか、即ち交換媒介としての流通性は何んに依つて構成されてゐるか云ふ點である。

マーシャルが『小切手は受取人が振出人に就て或る意見を構成したる後でなければ受取らないを以つて、小切手を貨幣と認むる事は出来ない』(Article to the Final Report of the Gold and Silver Commission, pp. 2) と云ふたのは一見貨幣と信用證券とを明確に區別したやうであるが、しかしその區別はその形態の起因より區別したものであつて、根本の差異を看破したものであると思ふ。例へば紙幣は貨幣法に依つて生れて來てゐるから貨幣、小切手は商業的或は貸借の決済より起つたもの

であるから信用證券であると云ふてゐるに過ぎぬ。その根本に溯れば兩者とも人の信用に依つて流通してゐるのである。墨國の紙幣が一般に流通しないのも、日本の補助貨幣が法貨額を超えても之が受取を拒絶せないのも、或は所によつて小切手や爲替手形が實體貨幣よりもよりよく流通するのも、等しく人の信用に胚胎してゐるのである。故にもし或る證券がその價值に疑ひなく人手より人手によく移つてゆくならばそれは貨幣である、と云ふても貨幣の職分から見るとは一向差支ない定義である。尠くとも交換媒介物としての事實上の職分に就ては恐らく何人も疑はない處であらう。故に本位貨幣或は實質貨幣のみを以つて貨幣と云ふならば、小切手、爲替手形、其の他の有價證券は兌換紙幣と同じ意味に於て準貨幣であるとも云へる。而して外國爲替手形は外國との貸借決済を爲す時、用ゆる殆んど獨占的唯一的貨幣乃至は準貨幣である。國內貿易に於て硬貨が交換の媒介を爲してゐるやうにそれだけよく外國爲替手形は國際的交換の媒介物としてその職分を盡してゐるのである。

將來支拂の要具として外國爲替手形

若し信用形態の種類を

- (一) Book Credits 掛賣の類
- (二) Checks 小切手 (Post-dated checks 後日付小切手)
- (三) Promissory Notes 約束手形
- (四) Bills of Exchange 爲替手形
- (五) Securities (Bonds, Shares, Coupons, etc.) 有價證券の類

と區分するならば、そのいづれも將來支拂の要具として用ひられてゐるのであるが、外國爲替手形は殊に對内ばかりでなく對外的にも信用を構成してゐるので、隨つて將來支拂の要具としても最もよく攻究を要する題目である。國際間の經濟組織が發達すればする程、將來支拂の方法としての彼の長期手形、金融手形等の使用は益々多くなるであらう。

斯の如く貨幣の對外價值から云ふも或は又交換媒介物として見るも、又は將來支拂の要具として考ふるも、外國爲替手形の問題は、貨幣論の一部であつて或は信用論の一部であつて然も茲に論せんとする外國爲替論の中堅を爲す問題であるのである。

第三節 商業學の一部

商業學の
意義

商業學はいづれかと云へば最近の學問である。天文学や哲學のやうな華
華しい過去の背景はない。最近一科學として認められるやうになつたのは、
近來の社會組織が著るしく貨幣經濟組織に變じて來た結果である。

註 日本では大正九年二月漸く商科大學が存立するやうになつた。それは眞偽
は保證する限りではないが、商業學は大學で教ゆる丈けの學問なりや否やに就
て學者の間にさへ疑問があつたと云ふ話である。つまりそれは商業學とは商
業に關する技術の學問であるとのみ思つてゐたのである。

然し商業は昔の封建制度の時代や今日の共產主義者の夢見るやうな社會
に於ては發達せぬ。何んとなれば商業は必ずしも生産の價值や分配の正當
を云々せぬからである。商業は必然的に營利を目的とする。然しその營利
は又必ずしも個人的のものとのみ限らない。個人經營のものは個人的營利
を目的とするであらう。けれども株式組織のものは株主を社會一般に求め
てゐるから、より社會的とも云へる。又商業は財の交換による効用の創造で

はあるが、その效用の創造率と利潤割合とは必ずしも正比例せぬ。けれど
も合法的に利得を獲得するには必ず富の増殖か勞力の節約を計る行爲でな
ければならぬ。又財の交換によると云ふ時の財の意味は、農産物水産物工業
品等を指す計りでなく、それらを代表する證券、手形等は云ふに及ばず、債權債
務、商標等をもいふ。

斯の如き意味に於て商業とは財の交換に依つて富の増殖又は勞力の節約
を合法的に又營利的に計らんとする行爲である。而して商業學とはこの意
味に於ける商業に關する學問をいふ。商業學の組織は之を次の如く考へる
事が出来る。

一、純粹商業論(商業經濟學)

商業學の
組織

商業の社會的活動 (一) 對内的活動
(二) 對外的活動

二、商業政策論(商業政策)

(一) 對内商業政策
(二) 對外商業政策

三、商業經營論(商業管理學)

- (一) 商業の個人經營
- (二) 商業の團體經營

四、商業各論

- (一) 貿易業
 - イ、内國貿易(卸、小賣)
 - ロ、外國貿易(輸入、輸出)業
- (二) 取引所業
- (三) 銀行業
- (四) 倉庫業
- (五) 海運業
- (六) 陸運業
- (七) 保險業
- (八) 仲介業

其の他

註 右の内、四の(一)のみを以つて商業各論と見做し、他は商業補助業と見做すものがあるが、斯の如きは餘りに意義を狭義に解し過ぎてゐる所以である。(内池廉吉著「商業學概論」一八頁)又商業學を商業地理、經濟學、法律學、簿記學、商品學、商業算術、統計學、心理學等の總合なり(Schonberg-Hanbuch der Politischen Ökonomie II S. 236)と云ふに餘りに廣義である。之等は寧ろ商業技術家養成に必要な學問といふ方がよろ

翻つて外國爲替の取扱ひを業とする

- (一) 外國爲替銀行業
- (二) 外國爲替仲買業
- (三) 外國爲替仲次業

しからう。何んとなれば醫學とは法律、社會學、心理學、美學、地質學の總合なりといふの類であるからである。

等に就て考ふるに之等は前述の四の商業各論の各項目即ち銀行業、仲介業等に對立する商業各論であつて、即ち商業學の一部の分野を占むるものである。又之を外國爲替論の内容より見るも、前述の一般商業學の内容組織に髣髴たるものがある。即ち外國爲替論の内容を次の如き要素から成立さすことせ

一、外國爲替理論(純粹商業論の一部)

- (一) 爲替の國內的作用
- (二) 爲替の國際的作用

二、外國爲替政策論(商業政策論の一部)

- (一) 爲替の對内政策

(二) 爲替の對外政策

三、外國爲替業經營論(商業經營論の一部)

(一) 外國爲替業の個人經營

(二) 外國爲替業の團體經營

四、外國爲替業各論(商業各論の一部)

(一) 外國爲替銀行業

(二) 外國爲替仲買業

(三) 外國爲替仲次業

爲替が國內經濟に及ぼす影響と國際經濟に及ぼす影響とは、之を純粹商業理論の一部であると云へる。或は又爲替の對內的及び對外的政策を以つて、之を商業政策の一部であると見做すも不可なく、彼の株式組織の外國爲替銀行は爲替業經營の一部であり、又外國爲替仲買業等は商業各論の一部である事は疑ひもない處である。

商業經濟學の一部
外國貿易論の一部

之等の故を以つて學者に依つては外國爲替論を商業經濟學の一部として取扱ふものもあり、又外國貿易論の一部として取扱ふものもある。そのいづ

國際金融論の一部

れに於て取扱ふも不可なく、之等の事實は寧ろ外國爲替論が之等の學問に對しても密接の有機體的關係を持續してゐる事を證明するものである。

註 ウィザーズ(Hartry Withers)はその著 International Money Changing 及び International Finance に

於て、外國爲替論を國際金融論の一部として取扱つてゐるが、確かにそうした方面もあり、又そのやうな題目の下に之を論ずべき要素も組織も、作用も政策もあるのである。

第四節 一科學としての外國爲替論

獨立した一科學

外國爲替は他の諸學科の一部を成してゐる事はすでに述べた通りであるが、さればとて轉々極りなき借家人のやうに、他の學科の分野に彷徨ふてゐるものではない。外國爲替には外國爲替論としての獨立した分野があり、その法則は獨特の經濟現象を定義してゐる。それが一科學 (Science: Wissenschaft; Science) として一般に認められて居るや否やと云ふ問題は、その國の經濟組織の發達奈何にも依るし又學問の發達程度奈何にも依る事であるから、敢て

この處に斷定せない。然し乍ら若し今日一科學として認められなければ、明日は必ず認めざるを得ない學問であらう。何を以て斯くいふかと云ふに、外國爲替論はそれ自身の内容に於てすでに一科學として充分の要素と法則とを持つてゐるからである。

若し一科學とは

- 一、人間知識の或る限られたる範圍の確定せる分野のみを取扱ひ
- 二、その分野に於ては、與へられたる現象の學術的排列と綜合とをゆるし
- 三、現象と現象との間には一定の法則 (Law 或は Principles) があり
- 四、その法則は研究の科學的方法 (Scientific Methods of Investigation) の應用に堪へ
- 五、同種類或は類似の現象に對してはその説明が出来、且つ之を豫測し得ること

を云ふならば、外國爲替論は正に之等の試験 (Tests) に及第し得るのである。即ち外國爲替論は、經濟學、財政學、商業學、各國貨幣並に銀行制度、數學、各國手形

科學の要素

外國爲替論

法等に涉つて一分野を劃し、之等の系統的總體 (Systematic whole) を自己の獨立したる分野となすのである。而して彼の國際的金銀移動の方則、爲替裁定の法則等は充分に爲替相場の變動、輸出入貿易の伸縮等を説明し且つある程度まで與へられたる現象の結果を豫測し得る事も出来るのである。

註 外國爲替に關する學問を外國爲替論或は外國爲替學 (Science of Foreign Exchange) 又は (Camlistry) と云ふ。外國爲替は一つの作用 (Operation) である。作用は技術 (Art) ではない。もし強いて技術であるといふならば、然り外國爲替はその技術の科學である。と云はんのみ。

第五節 參考書

外國爲替に關する著書は英米のものが最も多い。蓋しその理由は倫敦及び紐育が國際貿易及び國際金融の中心地であるからであらう。就中倫敦に於て發行されたものが多い。左に掲ぐるものゝ内、初學者の爲めには * の標あるものがよからう。○の標あるものは少しく素養ある者の爲めによから

50

参考文献

- H. G. Brown : Foreign Exchange, New York, 1920.
- H. K. Brooks : Text Book on Foreign Exchange, Chicago, 1906.
- H. K. Brooks : Foreign Exchange Explained and Simplified.
- Cernuschi : Mécanisme de l'échange, Paris, 1865.
- * G. Clare : The A B C of the Foreign Exchange, 5 th ed. London, 1911.
- G. Clare : Money Market Primer, London, 2nd ed. 1900.
- G. Clare : Foreign Exchange.
- * I. B. Cross : Foreign Exchange, New York, 1922.
- Henry Deutch : Arbitrage, London, 1914.
- C. Diorup : A Modern Foreign Exchange Department and its Function, N Y. 1912.
- * F. Escher : The Elements of Foreign Exchange, 2nd ed. N. Y. 1911.
- * F. Esche : Foreign Exchange Explained, N. Y. 1919.
- V. Gonzales : Modern Foreign Exchange.
- G. J. Goschen : The Theory of the Foreign Exchange, last ed. 1911.
- G. J. Goschen, Theorie der Auswärtigen Wechselkurse.
- O. Haupt : Arbitrages et Parités, 8 th éd. Paris, 1894.
- Gagory : Foreign Exchange, London, 1921.
- o Herzfelder : Die volksw. Bilanz u. e. Neue Theorie der Wechselkurse, Leipzig, 1919.
- T. Hertzka : Wechselkurs und Agis, Wien, 1894.
- F. J. Kühns : Bedeutung d. Wechsels f. a. Geschäftsverkehr.
- o A. W. Margraff : International Exchange, 4 th ed. N. Y. 1912.
- G. Johnson : Foreign Exchange in Accounts, London, 1920.
- J. H. Norman : Universal Cambist, London, 1897.
- R. L. Owen : Foreign Exchange, New York, 1919.
- * E. L. S. Patterson : Domestic and Foreign Exchange, N. Y. 1917.
- E. Seyd : Bullion and Foreign Exchanges theoretically and practically considered, London, 1868.
- M. J. Shugrue : Problems in Foreign Exchange, N. Y. 1920.
- o Hermann Schmidt : Tate's Modern Cambist, 4 th ed. London, 1908.
- W. F. Spalding : Eastern Exchange, Currency and Finance, 1918.
- * W. F. Spalding : A Primer of Foreign Exchange London, 1917.
- * W. F. Spalding : Foreign Exchange and Foreign Bills, 7 th ed 1919.
- o Thomas York : International Exchange, New York, 1923.
- Schnaut : Die Lehre vor den auswärtigen Wechselkursen, Leipzig, 1882.

- Otto Swobada : Die Arbitrage, Berlin, 1909.
- Otto Swobada : Die Arbitrage in Wertpapieren, Berlin, 1913.
- o A. C. Whitaker : Foreign Exchange, N. Y. 1919.
- A. J. Wolff : Foreign Credits (Special agents series, No. 62 U. S. Dept of Commerce)
- * H. Withers : Money Changing, London, 1913.
- H. Withers : War and Lombard street, 1918.
- Thomas York : Foreign Exchange, Theory and Practice, 1920.
- 尙爲替換算表のあるものは次の如き書物である。
- H. K. Brooks : Text-Book on Foreign Exchange.
- E. D. Davis : Foreign Exchange Tables.
- V. Gonzales : Modern Foreign Exchange.
- A. W. Margraf : International Exchange.
- J. H. Norman : Universal Cambist.
- J. H. Norman : The World's Metal Monetary System.
- C. A. Stern : Arbitration and Parties in Exchange.

H. Schmidt : Tate's Modern Cambist

U. S. House Document No. 144 Stabilizing of International Exchange.

外國爲替論を外國貿易論の一部として或は商業經濟學の一部として或は銀行論貨用論信用論國際金融論等の一部として書かれたるものは澤山あるが、次はその代表的のものゝのみである。

- E. E. Agger : Organized Banking, ch 7, 1918
- H. G. Brown : International Trade and Exchange, N. Y. 1914.
- W. Bagshot : Lombard Street, ch 7, 19020
- H. G. Brown : Principles of Commerce, Part I, N. Y, 1917.
- C. F. Bastable : The Theory of International Trade, 4 th ed. 1914.
- H. T. Easton : Money, Exchange and Banking, ch. 4, 5.
- A. K. Fiske : The Modern Bank, ch 19, 20.
- New York Financier : Foreign Exchange.
- E. Herzfelder : Sie volkswirtschaftliche Bilanz und eine neue Theorie der Wechsels-kurse, XV Kap. 1919.

- J. H. Holdsworth: Money and Banking, ch 15, 20.
 R. Harris: Practical Banking, ch 18.
 Th. Hertzka: Wechselkurs u. Agio, Wien 1894.
 C. K. Hobson: The Export of Capital.
 L. M. Jacobs: Bank Acceptances.
 J. F. Johnson: Money and Currency, ch 5.
 W. S. Jevons: Money and Mechanism of Exchange.
 A. Junckerstorff: Die Arbitrage, Berl. 1882.
 E. Kauffmann: Banknotes, Monies et Arbitrage, Paris, 1908.
 E. Kellenberger: Wechselkurs und Zahlungsbilanz imKrieg und Frieden, Zürich 1919.
 G. Kenney: Die fremden Wechselkurse u. die Umwälzung des internationalen
 Wirtschaftsbeziehungen, Essen 1921.
 G. F. Knapp: Staatliche Theorie der Geldes, Kap. III, Leipzig, 1918.
 J. F. Laughlin: Credit of Nations, N. Y. 1918.
 J. F. Langlin. The Principles of Money, ch 10,
 Ch. Le Touze: Traité du change des Arbitrages et des mat. d'or et d'argent Paris, 1868.
 J. S. Mill: Principles of Political Economy, Book III ch 17.
 G. Obst: Wechsel- und Scheckkunde, Leipzig, 1906

- J. T. Peddie: The Relation of Imports to Exports, pp. 49-88.
 J. Schmid: Die internationaler Zahlungsverkehr und Wechselkurse. Leipzig, 1919.
 D. H. Robertson: Money, ch 7. 1921.
 F. W. Taussig: Principles of Economics, Book III ch 32-35.
 Paul Warbury: The Discount System of Europe.
 H. Withers: War and Lombard Street, London, 1918.
 H. Withers: The Business of Finance, ch 7.
 H. Withers: The Business of Money, ch 4—10.
 Wolfe: Theory and Practice of International Commerce, 1919.
 H. P. Willis: American Banking, ch 7, 8. 1921.
- 邦文の著書
- 邦文の著書は理論的のものはなく、實踐的のものゝみである。又その冊數も尠なく誠に物足りない寂しい感じがする。
- 小林 綠著 實踐國際爲替 水野重也著 改訂増補外國爲替
 大槻爲八著 外國爲替實務 土子金四郎著 外國爲替詳解
 水島鐵也著 改訂銀行及外國爲替
 王水、柳樂共著 外國爲替換算法 田中忠夫著 支那内國爲替
 服部文四郎著 銀行原論

- 大藏省理財局編 金融事項參考書(統計)
- 大藏省編 明治三十年貨幣制度改革始末概要
- 日本銀行臨時調査委員會編 英國ノ戰時ニ於ケル外國爲替調節及輸出
入決濟ノ手段方法
- 戸田海市博士 對露輸出代金決濟方法 經濟論叢三ノ四
- 同 貿易に對する金融の改善 同 四ノ五
- 同 國際間の金の移動の停止 同 六ノ一
- 神戸正雄博士 對印爲替問題 經濟論叢四ノ四
- 同 世界金融の中心として倫敦の地位 同 四ノ四
- 同 在外正價の處分に就て 同 二ノ六
- 高田保馬學士 爲替價值に關するカッセル說に就て 同 八ノ二
- 小川郷太郎博士 在外正價處分に就て 同 二ノ三
- 同 續正價蓄積論 同 三ノ一
- 同 在外正價と兌換券との關係を論ず 同 三ノ二

尙手形方法に關する參考書には次の如きものがある。

- 河津暹博士 在外正價處分策に就て 國學會雜誌三〇ノ八
- 木村秀一郎 買入外國爲替轉賣の整理法 銀行研究一ノ一
- 中山玖麻雄 爲替關係より見たる内國金利 同 一ノ二
- 須藤文吉 外國爲替論 同 一ノ三、二ノ二
- 同 利付爲替手形に就て 同 二ノ一
- 同 爲替相場表の研究 同 二ノ五、二ノ六
- 柳樂健治 爲替相場の變動と手形の騰落 同 二ノ二
- 同 外國爲替に於ける手形賣買口錢の負擔 同 二ノ四
- 松崎壽 ヅアンダリッパ氏の國際銀行案 同 二ノ三
- 水田淳亮 支那の銀に就て 東西經濟研究 四ノ四、五ノ一、五ノ二
- 服部文四郎 貿易金融に就て 國民經濟雜誌 三〇ノ六
- 尾上利治 印度爲替問題 國民經濟雜誌 三一ノ三、三二ノ三
- 高島佐一郎 外國爲替文獻と爲替利潤の源泉 同 三一ノ六、三二ノ五

- Boyles : A Treatise on the Laws of Bills of Exchange.
Brady : The Law of Bank Checks.
Chalmers : A Digest of the Laws of Bills of Exchange.
Crawford : Negotiable Instruments Law Annotated.
Daniel : A Treatise on the Law of Negotiable Instruments.
Grünhut : Lehrbuch des Wechselrechts.
Meyer : Das Weltwechsellrecht.
Kuntze : Deutsche Wechselrecht.
Huffcut : Negotiable Instruments.
Tillgard : Banking and Negotiable Instruments.
Watson : Law relating to Cheques.

邦書

- 毛戸博士著 統一手形法、手形法論綱 矢部學士著 手形法
要論 岡部博士著 日本手形法 松波博士著 日本手形法
青木博士著 改訂手形法論 水口ドクトル著 手形法論

新聞雜誌

須賀學士著 手形法論
又外國爲替相場に關する時評、報告、市況、其他制度、狀態、方案等の時々的のものは次の如き新聞雜誌に於て之を見る事が出来る。

- Economist (London)
The London Bankers' Magazine.
The Journal of Commerce and Commercial Bulletin.
The Wall Street Journal.
The London Trade Journal.
The Commercial and Financial Chronicle.
The New York Journal of Commerce.
The Journal of American Bankers' Association.
銀行通信錄(東京月刊)
大阪銀行通信錄(月刊)
通商公報(每週二回)
銀行研究(月刊)
農商務時報

第三章 外國爲替概観

第一節 爲替の語義

本章の計

本章に於て外國爲替の意義を明かにしたい。外國爲替の意義を明かにするには先づ内國爲替の意義より説くを順序とする。けれども、もつと徹底した接近方法(method of approach)は先づ第一に、爲替とは何んぞやと謂ふ處から始むる事であらう。故にこの章に於ては最初に爲替の語義に就き、次に内國と外國爲替との意義に移つり、次いで兩者の比較研究に到り、外國爲替の異なる方面、或は最も特徴とする方面——即ち貸借の起因、爲替銀行の職分、各國貨幣制度と法定爲替相場と金銀の輸送——を最後に解説したい。外國爲替の如きは初學者にとつて比較的難解の學問であるから、先づその概観から始むる事が大切であらう。

Exchangeの語義

邦語の『爲替』とは英の Exchange、獨の Wechsel、佛の Change、西の Cambio の譯語であつて、その一般に通ずる意味は、金銭等を送くるに替へて手形を以つて

するの意である。英語の Exchange には二つの意味がある。

- 一は『交易』(Verkehr)と云ふ廣い意味と
- 二は『爲替』(Wechsel)と云ふ狭い意味とである。

註 『交易』とは財の交換をいふ。財の交換は多く賣買の形式に依る。賣買は又度量衡交通、通信、市場、貨幣、信用等の經濟組織の上に置かれてあるは勿論であるが、今日の商業の趨勢より見る時は、信用形態(Forms of Credit)の媒介による取引が最も多い。特にそれが外國貿易の場合、信用形態の一種である外國爲替手形によつて取引されてゐる。即ち若し信用形態とも一種の財(Goods)或はもつと狭く商品(Commodity)と見るならば、輸入商は輸入品に對して手形といふ商品を支持してゐるのであるから、手形と商品との交換は矢張り『交易』であり、又手形と手形との交換も『交易』であらう。けれども我々はこの方面の交換及びこの作用を特に名付けて『爲替』と云ふのである。故に『爲替』(Exchange)は『交易』(Exchange)より來つたもので、『交易』の或る一方面をいふのである。又獨逸語の Wechsel は廣義に云へば『爲替』の意であり、狭義に云へば『爲替手形』の意である。

而して茲に云ふ爲替とは第二の狭義の Wechsel の意味であつて Verkehr の意味ではない。即ち Exchange とは金銭等を送くるに成る可く爲替手形を以つて之を爲すの作用をいふのである。

内國爲替と外國爲替

爲替には 一内國爲替 (Domestic Exchange) 二外國爲替 (Foreign Exchange) とある。内國爲替とは同一國內の遠隔地に在る商人が現金を使用せずして支拂の決済を爲すの作用を云ふのであるが、外國爲替とはそれが國を異にする商人の間に行はれる作用をいふ。

註 同一國內と云ふ事をもつと嚴密に云へば同一貨幣制度にある同一統治國內と云ふ意味で、之を例へて云へば、加奈陀は大英帝國 (Great British Empire) の一つではあるが、貨幣制度が異ふ故、英國と加奈陀との爲替は内國爲替と云はず外國爲替といふ。又彼のラテン貨幣同盟 (Latin Monetary Union) に屬する佛、伊、瑞、白、希、西の六ヶ國間に於ける爲替は同一貨幣制度にはあるが、同一統治國ではないからこれ又内國爲替と云はず外國爲替と云ふ。次に遠隔地にあると云ふ制限は重要な文字ではない。唯爲替發生の原因から考へて、もし同一市内、同一町内にあるもの、貸借決済ならば、好んで爲替の方法によらなくとも、小切手或は現金を使用した方が遙かに便利であるからである。然し乍ら同一町内にある者の支拂決済にも爲替の方法が利用出来ないこと云ふのではない。唯爲替本來の目的が遠隔地間即ち場所の不便と「時」の不便、例へば遠隔地の支拂であるならば支拂期日の不便等を無くするため起つたのであるから、爲替は遠隔地の者の間に起る支拂決済方法である。と云ふに過ぎぬ。次に商人といふ文字もあまり重要に使つたのではない。唯爲替は多く商人によつて利用さるゝから平易に商人といふ迄で、債權、債務者

と云へば完全であらう。又注意して欲しいのは、爲替と爲替手形との區別である。前者は或る經濟作用を云ふのであつて後者は一つの信用證券を指すのである。

内國爲替は又 Inland exchange とも云ひ、之に對し外國爲替は International Exchange (國際爲替) とも云ふ。貿易銀行等に就ては International Trade (國際貿易) International Banking (國際銀行業) 及び International Shipping (國際船舶等) の語を聞くが爲替に就ては International Exchange より Foreign Exchange の方が遙かに通り言葉である。尤もマーグラフ (A. W. Margraf) はその著に International Exchange と銘うつたのであるがその後の著書にはあまりきかない。尙内國爲替のことを Internal Exchange と云ふに對し外國爲替のことを External Exchange と云ひ、或は内國爲替を Home Exchange と云ふに對し外國爲替を Universal Exchange などと云はない事もないが、然しそれらは寧ろ突飛の名稱である。又本國と殖民地との爲替を Colonial Exchange (殖民地爲替) と云ふ。例外はあるが、殖民地爲替は外國爲替として取扱はれてゐる。

註 銀貨本位と銀貨本位との國の爲替、及び銀の相場の上下によつて爲替相場が左右せらるゝ、金爲替本位國との爲替を銀爲替 (Silver Exchanges) などと俗に云ふ、然

し Silver Exchange は又銀相場市場をいふ場合もある。之に類して金爲替を Gold Exchange 紙幣爲替を Paper Exchange といふ。又 London Exchange (倫敦爲替) New York Exchange (紐育爲替)等も Rate of Exchange on London (倫敦にて代金受取の當地に於ける爲替相場)及び Rate of Exchange on New York (紐育にて代金受取の當地に於ける爲替相場)のである。Sterling Exchange (磅爲替) Dollar Exchange (弗爲替) Yen Exchange (圓爲替)等はその貨幣名の指す國の爲替相場を云ふのである。又日本語にて對英爲替、對米爲替、對印爲替など云ふ時もその相手國との爲替相場を云ふは勿論である。商業界には商業界に通ずる用語がある。それは必ずしも學界での術語と一致せない。けれども立派にその意味が通ずる。商業界で爲替が騰つたとか下がったとか云ふのは爲替相場が騰つたとか下がったとか云ふ意味である事は、恰も水が沸いたものをお茶が沸いたと云ふても一般に怪まないのと同様である。かゝる事を騒しく云ふのは反つて非常識である。

第二節 内國爲替の意義

内國爲替
の定義
特徴

内國爲替とは同一國內の遠隔地に在る債權者及び債務者が、爲替手形の使用に依つて貸借の決済を爲す作用を云ふのである。

その特徴とする所は

- 一、現金の輸送を爲さず
- 二、最も簡便に
- 三、最も安心に
- 四、最も低廉に
- 五、最も迅速に

貸借の決済が出来る事である。然かも之等の特徴は外國爲替に就ても等しく見る所であつてその根本原理に於ては兩者とも同一である。唯内國爲替の方は同一國內に於ける作用であるから同一の手形法、同一の貨幣法、及び同一の經濟現象によつて爲替相場が支配される。随つて比較的簡單であるが、外國爲替は之等が一々異なるが故に少しく面倒であると云ふのみ。

日本橋君
と三條君

先づ内國爲替の作用を説かんに、例へばこゝに京都の三條鳥丸君が、東京の日本橋傳馬君に東京取引所株百株を、京都渡しにて、金貳萬五千圓にて註文したとする。日本橋傳馬君は奈何にして東株百株を京都の三條鳥丸君に送付し又奈何にして代金貳萬五千圓を株券と引換へに取立てることが出来るか。

この所に謂ゆる荷爲替の作用が起る。若し日本橋君が之等の註文に對して一々店員を出張せしめて株券引換に集金するならばそれは大なる手間であり、經費である。何んとなればそれが若し北海道や臺灣から來た註文であつて然かも金額が百圓か貳百圓のものであるとするならば、到底收支償はない。或は又集金郵便に依るとするも貳萬五千圓は、あまりに金高が多過ぎる。又若し取立集金人や便利舎の如き者に依頼する時はそれらの人物に就て不安である計りでなく先方の感情を害して商賣として優れた取引方法ではない。然るに若し荷爲替の方法に依るならば最も簡單に、安全に、低廉に、且つ迅速に、京都東京間に現金の輸送を見ずして、日本橋君は三條君から貳萬五千圓の金を受取ることが出来るのである。その方法奈何と云ふに先づ奈何なる爲替の組み方によるかに依つてその方法は異なるのであるが、茲には説明に最も簡單な取立荷爲替の方法に依るものと假定する。東京の日本橋君はその取引銀行なる神田銀行に東株百株を提供して、支拂人を京都の三條鳥丸と定め、受取人を神田銀行京都支店と定め、一覽拂にて、金額貳萬五千圓也の取立荷爲

替手形を振出す。神田銀行は日本橋君の信用厚薄により或はその手形を買取りて即時に貳萬五千圓を拂ふか、或は該手形が京都に於て支拂の通知ある迄預りとして、日本橋君には預り證を渡す。前者の場合は手形の賣買であるが後者の場合は代金取立委託である。その何れの方法に依るも、銀行は直ちに京都支店に該手形及株券を郵送し、郵送された京都支店は三條鳥丸君に貳萬五千圓の支拂を要求して、代金引換へに株券百枚を渡すのである。即ち三條君は自己の註文通り代金と引換にて欲する處の株を欲する値段にて買取り得たのである。京都支店三條君より貳萬五千圓を得たのであるが、それは東京に送らない。送る必要がない。唯帳簿の上に東京本店の貸方へ二萬五千圓と記入するだけである。支店は又三條君の支拂と同時に東京にその旨を案内する。東京本店はその案内書に依つて若し取立の場合なら日本橋君に始めて貳萬五千圓を先きの預り證と引換に渡す。茲に於て日本橋君も前者の手形賣買の時はその取組みの日に於て、又後者の場合には支店より本店に支拂済の案内があり次第完全に賣上代金の取立が出来たのである。

福澤諭吉
君と新島
襄君

然らば銀行は奈何と云ふに、東京本店は日本橋君に貳萬五千圓を拂つたのであるから京都支店の借方として同金額だけ帳簿に記入するのであるが、幸ひ茲に福澤諭吉なる人が京都の新島襄なる人に貳萬五千圓の借金があつて、それを福澤君が神田銀行を通じて新島君に送金するとする。福澤君は神田銀行に貳萬五千圓を入れて同金額丈の銀行小切手乃至は新島君を受取人とし京都支店を支拂人とする銀行爲替手形を貰ひ受けて、之を新島君に直送する。新島君は直ちに京都支店に行きて貳萬五千圓の支拂を要求する。この間に京都支店は本店よりこの事あるを豫め案内されてあるから新島君が該手形を提示次第之が支拂に應ずるのである。即ちこの取引に依つて神田銀行東京本店は始め日本橋君には貳萬五千圓を支拂つたのであるが、次の瞬間には福澤君から貳萬五千圓を受け取つたのであるから、現金の輸送なくして手形の使用と帳簿の上のみで完全に二つの貸借決済が出来たのである。京都支店に於ても亦その通りで始めは貳萬五千圓を三條君より受取つたのであるが次の瞬間には新島君に貳萬五千圓を支拂つてゐるのである。

爲替發達の
の意義

註 この例に於ては銀行の利得を考慮してないが、實際に於ては手数料を徴集する。若しそれが爲替平準(Exchange at Par)の時、例へば東京の一圓と京都の一圓と東京に於て同價格なる時、或は京都に於て同價格なる時は無歩と稱し、百圓の送金に對して百圓にて済む。若し平準より上なる時は爲替打歩(Exchange at Premium)と稱し、百圓の送金に對して例へば百一圓を要する。若し又平準より下なる時は(Exchange at Discount)と稱して百圓の送金に對して例へば九十九圓にて足る時である。

斯の如く爲替に依る遠隔地間の貸借の決済は、それが銀行を信じて之を爲すのであるから常に安心が出来るといふのみでなく、信用機關を利用するのであるから簡便に迅速に且つ金額の多い丈け低廉に、現金の輸送を爲さずしてその目的を達し得るのである。故に貸借決済方法としての爲替の發達は取りも直さず一國の商業の發達及び國運の伸張を示すものである。

第三節 外國爲替の意義

外國爲替
の定義

從來外國爲替の定義を明確に與へた學者は寔に尠ない。ハッセン(G. J. Cohen) ホワイトカー(A. C. Whitaker) ハンシャー(Franklin Escher)等の學者は巧み

に定義を與へる事を避け、其の他の斯界の學者は或は餘りに廣義に或は餘りに狹義に定義してゐる。勿論外國爲替の如き複雑極まる作用を僅々數行の文字を以つて遺憾なく其の意義を表示することは困難の仕事ではあるが、然し始めに外國爲替なるものゝ正當なる概念を定義に依つて得る事は強ち無用の徒勞ではあるまいと信ずる。

註

大英百科辭典は、外國爲替とは商業國が互にその債務を決済する方法である、と云ふてゐるが必ずしも商業國(Commercial nations)に限る必要もなく又債務を決済する方法では餘りに簡單過ぎてその意味を捕捉するに困難である。又クレヤール氏(G. Clare)は狹義に定義して「外國爲替手形の構成、取引、及び手形の價格等に關する理論である」といふて居るがこれでは其内容を語つたのみでその特長なり目的なりを示さない。

ヨーク氏(Thomas York)は「一所から他所に金を移動せしむる一方法に過ぎず」とこれは寧ろ不用意の云ひ方で、外國爲替を定義したものとでは思はれない。スボルデン氏(William J. Spalding)は「一國より他國への金屬貨幣の輸送なくして互の國の商人が其の貸借を調節する方法である」とス氏は何故に互の國の商人と限定するのであるか、又爲替は果して貸借を調整(Regulate)するのみの方法であらうか。寧ろその然らざるを思ふのである。

水野重也氏は「所在國を異にするものが現金の輸送を爲さず信用を利用して貸借の決済をなす方法なり」といかにその通りであるが、所在國を異にするものは奈何なる意味か、統治國を異にするか云ふの意かそれとも貨幣制度を異にする國のものか云ふ意か、明瞭でない。例へば香港と上海との爲替は外國爲替であるか、果た又内國爲替であるか、所在國ではあまりに漠然として明瞭を缺いてゐると思ふ。

小林綠氏は「外國爲替とは正金を全く使用せずして或は假令之を使用するも最少限度に止めて以つて國際間の貸借(International Indebtedness)を決済する方法なり」とこれ稍々吾人の云はんとする所に近いけれど、國際間の貸借を決済するはこれ又意味廣義に過ぎて明瞭を缺き、且つ方法であるか云ふに到つては賛成出来ない。勿論方法と見る可き方面もあると思ふが然し爲替は素々交易より起つたものであり且つ廣い意味の交易の一方面であるからして、之を作用(Operation)と云ひたいのである。エツツヤール氏(F. Fischer)は商業(Business)であるか云ふたがそれは爲替業務のみ見た言葉である。バタートソン氏(B. L. Tattersall)は「外國爲替とは二ヶ國或はそれ以上の國がその債務を決済し、又互に財政的及び商業的取引を調整する方法(System)である」と、然れどもこの定義には爲替の最大特長とも云ふ可き現金の使用なくして「どこか」信用を利用して「どこか」手形を利用して「どこか」云ふ文字がない、故に外國爲替の定義としては寧ろ物足らない感じがする。

要するに外國爲替とはその根本に於て

一、貨幣制度又は統治國又は兩者とも異にする國際間の貸借を決済し且つその調整を爲す作用を云ふのであつて

二、その貸借なるものは重に

- (一) 財政的原因から起るもの
- (二) 商業的原因から起るもの
- (三) 送金又は支拂から起るもの

三、其の特長とする處は

- (一) 現金輸送は之を成る可く避け
- (二) 決済方法としては爲替手形を用ゆる所にあると思ふ。

故に若し

「外國爲替とは貨幣制度又は統治國又は兩者をも異にする國際間の財政的、商業的及び其の他の原因より起る債權債務を成る可く現金を輸送せず爲替手形を用ひて決済し且つ之が調整を爲す作用を云ふのである」としたならば假しそれが満足の表現ではないにしても、稍々満足に近い定義

である事を信ずる。

註 貨幣制度が異うと例へば同じ主權の下にある本國と殖民地との爲替にても、貨幣の質、量、及び貨幣に關する法令が異うので外國爲替といふ可きである。又貨幣制度が同じであつても、統治を異にする場合は、法令が異うので例へば甲國は甲國の手形法に依つて、乙國は乙國の手形法に依つて問題を解決せやうとするのであるから矢張り外國爲替と云ふ可きである。又外國爲替は成る可くその決済に爲替手形を用ゆるのであるが、止むを得ざる場合は金銀を輸送するも猶外國爲替である。

ヤンキー君
山下

例を擧げて外國爲替の作用を説明せんに、先づこの處に紐育のヤンキー君があつて、五千弗の機械を横濱の山下君に送ると假定する。ヤンキー君は先づ機械の出荷に關する積荷書類を船會社、保險會社、領事館等より取り揃へ、代金五千弗の手取り手形を紐育銀行にて取組むとする。若し其の當日紐育にて、對日爲替相場が我百圓に對し五十弗なる時は手形金額五千弗は我一萬弗と換算される。故に手形額面金額は一萬圓となつて、銀行は之を買取り、ヤンキー君には金五千弗を支拂ふ。斯くしてヤンキー君は機械を出荷してその代金五千弗を確實に得たのであるから、この取引は一時ヤンキー君丈けは

終つたのである。ヤンキー君の荷爲替手形を取組んだ紐育銀行は直ちに該手形と積荷書類とを横濱にある同行横濱支店に郵送する。横濱支店は直ちにその手形を山下君に提示して引受を爲さしめ支拂満期日を定めた上、積荷書類及び山下君に渡す。山下君は書類を貰つて船會社に到り書類と引換へに機械を引取る。山下君はこの時輸入税を拂ひ其の他の通關手續きを履むは勿論である。山下君は更らに東京の神田君に機械を壹萬八千圓にて賣却する。この時やうやく爲替手形の満期日が来たとする。山下君は賣上金壹萬八千圓から、四千圓の輸入税と壹千圓の諸雜費とを引き去つても、まだ壹萬三千圓あるのであるから、銀行に壹萬圓拂つても未だ參千圓は純利益として丸くポケットに納める事が出来るのである。

横濱支店
と紐育本
店

然らば金壹萬圓の入金を見た横濱支店はその金を紐育本店に輸送するかと云ふに決してさうはせない。その必要がない。何んとなれば横濱の野毛君が生絲四百斤を金一萬圓にて紐育のスミス君に賣つてその荷爲替手形を取組んでゐるからである。即ち横濱支店は山下君から得た壹萬圓をその儘

野毛君に渡す。そして野毛君から得た日貨壹萬圓、即ち米貨五千弗の荷爲替手形を書類と共に紐育本店に送くる。故に横濱支店は壹萬圓這入つて壹萬圓出した丈の事である。紐育本店では横濱支店より送くられた荷付手形をスミス君に提示し、引受けを爲さしめて書類を渡す。スミス君は書類と引換に生絲を船會社より受取つて更らに之を他に轉賣する。満期日に及んでスミス君は紐育本店に金五千弗を支拂う。即ち紐育銀行は先きには金五千弗をヤンキー君に支拂つたのであるが次の瞬間にはスミス君より金五千弗の入金があつたのである。結局本支店とも、又輸入商の山下君も、スミス君も、現金の輸送を見ずしてこれだけの貸借決済が爲し得たのである。

註 上記の解説は唯大體の筋書を示したに過ぎぬ。銀行は手形取組の場合には必ず儲けある爲替相場をひくか、又は別に手数料として取組人より又は手形金額より徴集するは勿論である。綿密の説明は相場に就ては爲替相場の章に於て、輸出に就いては輸出爲替の章に、輸入に就ては輸入爲替の章に於て之を説明する。

第四節 貸借の起因

國際貸借

凡そ國際間の貸借なるものは、政府と政府との貸借と、國民と國民との貸借と大體に於て二つに區分する事が出来る。而して之等を更らに解剖すると次の如くなる。

一、各國政府間の貸借(財政的原因)

- (一) 外債募集及び償還
- (二) 外債の利子支拂
- (三) 償金及び俘虜收容費
- (四) 造船費及び滞在軍艦費
- (五) 外國駐在の大使、公使、領事、其の他の官吏の費用
- (六) 外國出征軍及び駐屯軍の費用
- (七) 其の他政府としての對外的支出

二、各國民間の貸借(商業的原因)

- (一) 外國貿易上の貸借
 - (1) 商品の輸出
 - (2) 商品の輸入

日本ニツ
イテノ具
體的數字
ハ本書八
頁及ビ二
十頁參照

各國政府
間の貸借

各國政府間の貸借の内最も多額の金額を表すものは云ふ迄もなく外債である。戦争の場合には特にその額が増す。即ち各國は外國に國債を募集してその金を資金として外國に留め、之に對して軍需品其の他の物資輸入の爲め手形を發行する。現金を輸入するが如き場合は相場關係に依る金銀流出でない限り寧ろ少ないと云うてよい。

- (二) 外國投資上の貸借
 - (3) 外國への投資
 - (4) 外國からの投資
 - (5) 外國より有價證券の購入
 - (6) 外國へ有價證券の販賣
 - (7) 外國資本家へ利子、配當、賞典等の支拂
 - (8) 本邦資本家への利子、配當、賞典等の受入
 - (9) 外國會社への運賃、保険料、コミッション等の支拂
 - (10) 本邦會社への運賃、保険料、コミッション等の受入
 - (11) 外國漫遊客其の他の本邦に於ける支出
 - (12) 本邦漫遊客其の他の外國に於ける支出
 - (13) 移民の送金
 - (14) 留學生の費用
- (三) 證券買上の貸借
- (四) 外國資金に對する送金
- (五) 外國會社への送金
- (六) 其の他の送金

主要諸外國の外債

いま試みに主要諸外國の外國債を數字に表はして見ると次の如くである。
○主要諸外國の外債高 (World Almanac; Stateman's Year Book, 及び米政府統計に依る)

國名	戰前	休戰當時	一九二〇
亞爾然丁	七三二	八六六	一九二〇
澳洲聯邦	一、三四八	一、七四一	八八六(一九年)
埃太利	二、一五二(一四年)	一、六四五	一、八一三(一九年)
白耳義	八二五	三、五〇〇	一七、六六八
伯刺耳爾	六六三	一、〇七三(一七年)	四、〇〇〇(一九年)
加奈陀	五四四	一、三〇〇	一、一八(八年)
勃牙利	一三五	八〇〇	一、九一二
支那	九六九	一、〇六六	二、一五八
佛蘭西	六、三四六(一二年)	三、〇〇〇(一三年)	一、五三四
獨逸帝國	一、一九四	四、〇〇〇(一七年)	四六、〇二五(八年)
獨逸聯邦	三、八五四	四、三四一(一三年)	四八、五五二
希臘	二〇六	二五九(一七年)	四、五〇〇(一三年)
希利	一、七三一(一二年)	八、五一三(一七年)	四六九(一七年)
洪牙利	一、四七五	一、五四六	九、四一二(一七年)
印度	二、九二一	二、〇〇〇	一、五四六
伊太利			一八、一〇二

國名	戰前	休戰當時	一九二〇
日本	一、二四一(一二年)	一、二四四	一、三〇〇(一九年)
墨西哥	二二六(一四年)	三七七	五〇〇(一九年)
和蘭	四六一	七六二	九八一(一九年)
新西蘭	四三八	七三四	八五六(一九年)
波蘭	九四七	一、二八九(一五年)	一、三五八(一八年)
葡萄牙	三一六(一四年)	三五五(一七年)	一、二八九(一八年)
羅馬尼亞	四、五三七	二五、〇〇〇	一、〇二二(一七年)
露西亞	一、八一四	一、九六四(一七年)	二五、〇〇〇(一八年)
西班牙	六七五	一、四五九	一、九八五(一九年)
土耳其	五七三	七八〇	二、〇〇〇(一八年)
南阿聯邦	三、四八五	三六、三九一	七八〇
英	一、〇二八	一七、〇〇五	三九、三一四
北美合衆國	註 戰前は一九一三年を、休戰當時は一九一八年を用ひた。尙世界各國の外債	額總計の膨脹の趨勢を示せば次の如し。	二四、九七四(一八年)
一七九三	ウトレヒト條約締結期	一、五〇〇	
一七九三	奈翁戰爭前	二、五〇〇	
一八一六	奈翁戰爭後	七、〇〇〇	

一八四八
一八六二
一八七三
一八九七
一九一四
一九二〇

クリミア戦争發端
米國獨立戦争發端
普佛戦争終結
日露戦争前
歐洲戦争開始前
歐洲戦後

八、四〇〇
一三、四〇〇
二二、四〇〇
三〇、二〇〇
四四、一〇〇
二六五、〇〇〇

之等の驚ろく可き巨額の金員は皆外國爲替に依つて決済されるのである。然かも之等に對する年々の利子及び元金の償還等の外、外國註文の造船費、滞在軍艦費、外國駐在の大公使領事等の費用、外國出征軍の駐屯費、其の他の對外的支出等を加ふる時は、政府の財政的原因より起る貸借決済のみにても莫大なる巨額を占め且つその起因も亦曠闊なるに驚ろくであらう。

然しそれにも増して巨額を占むるものは商業的原因より起る各國民間の貸借決済である。外國貿易の數字に就てはすでに第一章第二節以下に述べた通りであるが、外國放資の額も亦近來米國なぞの資本的侵略政策の弄せらるゝに及んで益々その額は膨脹して來たのである。その他市債社債株式等の賣買も亦近來世界にその市場を求むるやうになつた。随つてそれらに對

各國民間の貸借

する利子、配當賞與等の送金は勿論其他運賃、保険料、コミッション等の送金、或は又外國漫遊客の支出、留學生の費用、移民の送金等、これ皆外國爲替を惹起す原因となるのである。

第五節 外國爲替銀行の職分

銀行のな
い場合の
決済作用

例へばこゝに甲と云ふ輸入商があつて、米國より鐵材壹萬圓を輸入し、又乙と云ふ輸出商があつて、米國に生絲壹萬圓を輸出すると假定する。而して甲に對する米國側の輸出商をDと云ひ、乙に對する米國側の輸入商をCと假定する。この間の關係を圖に依つて示すと次の如くなる。



第三章 外國爲替概観

上記の例に於て若し外國爲替銀行が無いとせば、その決済作用は大體次の如くなる。先づ乙はCを支拂人とする金額壹萬圓の爲替手形を發行する。これを甲が知つて乙より買取つてDに送くる。即ち乙は生絲を輸出してその代金壹萬圓を、Cより直接受取る代り手形を甲に賣つて甲より代金を受取る。故に乙としては商賣が終つたのである。甲はDより鐵材を輸入したのであるから壹萬圓送くらねばならぬ。けれども銀行がないから乙より手形を買取つて之をDに送くつて決済する。Dは自己の輸出した鐵材に對して壹萬圓の手形を送くられたのである。故に之を支拂人たるCに提示して支拂を求める。Cは乙に對して生絲の代金壹萬圓を拂はねばならぬ責にあるので、乙の發行した手形がDに依つて提示された場合之を拂うて生絲代金の決済を爲すのである。

斯の如くして爲替銀行がなくとも理論上には甲乙CD四人の二つの商賣が唯一枚の爲替手形に依つて決済される。之を圖に依つて示すと次の如くなる。

決済方法
圖解

進行順序	甲	乙	米	國
(1) a)	米國品の輸入商	日本品の輸出商	日本品の輸入商	米國品の輸出商
(2) b)	甲手形を乙より買つてDに送る	乙はCに宛て、手形を發行する	C buys it and remits it to D	D draws on甲
(3) c)		(c)乙 presents it to 甲		(3) D手形をCに示して支拂を要求する
(4) d)	(D) 甲 pays it to 乙		(4) CはDに支拂ふ	

現金輸送
の例

以上は甲乙CDとも債權債務が各壹萬圓づゝの場合であつたが、若し乙のCに對する債務が一萬圓であつて、甲のDに對する債務が貳萬圓であつたと假定する。この場合は奈何と云ふに、爲替銀行の無い場合は矢張り、乙が手形を發行して甲が之を買ひDに送くり、DはCに提示し、Cが之を支拂ふのであるが、この方法に於て乙及びCは各壹萬圓の取引であるからそれにて済むも、

甲は未だDに對して壹萬圓の債務がある。未だ若し他に丙と云ふ輸出商があつて丁度壹萬圓の手形を發行して居るならば之を買うて送くる術もあるが、若し乙が一國の總ての輸出商を代表してゐるとせば、而して他に『眼に見へざる輸出』(Invisible exports)が無いとせば、甲はDに對して現金を輸送するより外道はないのである。即ち甲乙CDの貸借關係を日本より見る時は壹萬圓の輸入超過であつてその決済方法は手形と現金輸送とに依つて爲されるのである。

實際は不可能

然し乍らかゝる作用は實際に於てはない。何んとなれば

- (一) 甲と乙、CとD、共に同金額の債權債務の關係にある事は事實上殆んどない。もしあつても爲替相場が同一でない。若し又取立金額も相場も同一であつたと假定するも、次の如き困難に遭遇せざるを得ない。
- (二) 乙は手形を發行しても甲を知らない。故にその手形の賣り方に困る。
- (三) 甲は乙を知らない。故にDに手形を送りたくもその買ひ方に困る。
- (四) 若し甲乙は満足に進涉したとするもDはCを知らない。故にDは取

- 立に關して不便を感ずるのみでなく、Cの支拂能力に就ても非常に不安である。故に何も知らないCを支拂人とする手形の送附を好まぬ。
- (五) 若し甲乙Dは満足に進涉したとするも、CはDを知らない。故に手形支拂の延期、擔保、割引等の交渉は一切困難又は不可能となる。
 - (六) 若し又甲乙CDとも満足に進涉したとするも、若し金額の合はざる場合は例へば前例に於ける甲の負債殘額壹萬圓は甲が現金を以つてDに輸送せねばならない。然し乍ら輸入商としての甲が斯の如き現金輸送を爲す事は事實上不可能である。

外國爲替
銀行の必
要

之等は皆日本の輸出入商側から見た困難であるが、同様の困難は又米國側にもある。故に一國の輸出入商の間に立つ計りでなく各國の輸出入商の間に立つて、交換の媒介補助を爲す處のものは外國爲替銀行であらねばならぬ。即ち外國爲替銀行は乙なる輸出商より手形を買ひ、之を甲なる輸入商に賣る。又海外の支店をして代金の取立或は支拂を爲さしめ、以つて前述の困難を除いてその取引を圓滿にし且つ資金を融通して外國貿易を獎勵する。而して

外國爲替銀行は之等の働きを充分爲し得る地位にある。それは甲の輸入商も乙の輸出商も皆銀行を中心として或は手形を買ひ或は賣らむが爲に集り来るからである。

外國爲替銀行の職分

前項に於ては唯貿易上より外國爲替銀行の必要を説いたのであるが、外國爲替銀行の職分としては更らに前節に述べた外國爲替の起因に依つても判断出来るが如く、國家間の財政上の貸借決済の爲めにも、或は又一般の送金者のためにも、その職分を完ふせねばならぬ。つまり手形を賣買して貿易商の困難を取り除くが如きは銀行の消極的任務であつて、更らに積極的には資金の融通、金利の調節、相場場の安定等を以つて海外貿易奨励の策に出で、或は又國際金融及び國際財政の上にも留意して之が圓滑の取引を計るを以つてその職分とせねばならぬ。

業務の種類

外國爲替銀行は右の如き職分を以つてその業務を營むものとせば其の業務の種類は當然次の如きものであると云へる。

○外國爲替銀行業務の種類

- 一、外國爲替手形の賣買
- 二、内國爲替手形の賣買
- 三、輸出入に關する資金の貸付
- 四、一般手形の割引
- 五、代金取立
- 六、内外貨幣の交換
- 七、地金銀の輸出入
- 八、外國資金の融通
- 九、國債其の他有價證券の取扱
- 十、諸預金及保護預
- 十一、外國商業市況改正法令等の報道
- 十二、爲替相場場の安定及金利の調節
- 十三、各種信用の調査
- 十四、政府の代理業
- 十五、海外支店、出張所及取引店の設置

註 關係取引店のことを Correspondent といひ日本にては之を略して コレス先といふ。又銀行代理店のことを Agent といふ。

爲替銀行は即ち媒介人の如きものである。輸出商よりは手形を買取つて

海外支店
出張所及
取引店の
必要

之を輸入商に賣る。送金者に手形を賣つて、被送金者には之を拂ふ。即ち社會の一方より買うて他の一方に賣る。然かもその行動は對内的と云ふよりも寧ろ對外的である。故に外國爲替銀行は必然的に海外に支店出張所又は代理取引店の設置を要する。その支店出張所の數が世界に多ければ多いたけ、より便宜に活敏に低廉に安心に爲替業務を營むことが出来るのである。故にこれは一面、外國貿易の伸張及び資本的對外政策發展を物語るものであつて、その功、不成功はその國の外國爲替銀行の發達、奈何、組織、奈何、方針、奈何に依るとも云へる。

世界の銀行
II 倫敦

而して茲に留意せねばならぬ事は、斯の如く孰れの國の外國爲替銀行も皆海外に支店出張所を置くのであるが、然しそれらの銀行は倫敦である。何故に然るか。それは世界の各爲替銀行が必ず爲替資金、或は預金といつてもよい、(Balance)を倫敦につくつて置くからである。然らば何故に倫敦に資金をつくるかと云ふに、それは丁度商業家が信用ある便利のよい銀行に預金して、その當座預金に對して小切手を發行すると同じ理由で、世界の各銀行は

倫敦の支店又は關係店に預金してその預金に對して手形を振出し以つて之を賣り、又預金のなくなる時は他より倫敦拂の手形を買入れて之を倫敦に送附して預金をつくつて置くのである。

然らば何故に倫敦を中心とせず、紐育を中心として預金せないかと云ふに、それは倫敦が今日迄世界の金融市場にち得た地位の然らしむる所であつて致し方がない。(尤も大戰以後は紐育が非常に活況を呈して世界の銀行たる可く焦つては居るやうであるが)例へば横濱の山下君がアフリカのザンジバール市に壹萬圓の送金を爲すと假定するに、之を圓貨若しくは米貨爲替手形を以て送附するとせば、先方へ着いてからの該手形は容易に現金にならぬいからである。然るに若し英貨爲替手形にて送くとせばそれは直ちに現金になる。何んとなればザンジバール市には倫敦と預金關係を有する銀行が澤山あるからである。故に手形を受け取つたザンジバール市の商人は之を自己の銀行に提示して割引する。割引した銀行は之を倫敦の關係店に送くる。

倫敦の關係店は始めて手形の支拂人より支拂を受くるのである。之等の順序はザンジバール市の銀行にはよく解つてゐる。が故に英貨手形はザンジバール市に於てもよく流通する。即ち Yen bill より Dollar bill より何より Sterling bill が最も賣口がよい所以である。随つて世界の各國は海外への送金は何所へでも Sterling bill を出す。そしてそれらの Sterling bill は結局その支拂地である倫敦に集中する。であるから倫敦は世界の各銀行の手形交換所 (Clearing House) であると云うてもよい。世界各國のあらゆる貸借の決済は皆一度は倫敦を通じなければ決済出来ぬと云ふた有様である。

斯くの如くして世界の各地は皆倫敦に向けて手形を振出す。随つて爲替相場は世界各地の手形振出地に於て決定される。之れに對して倫敦は支拂地であるから、若し前者を相場の決定地と云ふならば後者は相場の調節地である。而して之を逆に倫敦より世界の各地に向けて爲替手形を振出す事はあまりない。その理由は相場習慣、事務上等の便宜よりして、例へば倫敦が受取る場合に於ても倫敦は振出す代りに世界の各地より送金し來る事を望むか

相場の決定地の調節

英蘭銀行
らである。實に倫敦は世界金融の樞要なる地位を占め、その貨幣である磅貨 (Pound Sterling) は世界の本位貨幣の如く、その Sterling bill は Universal currency の如く取扱はれてゐる。而してその倫敦の銀行は英蘭銀行 (Bank of England) であるのである。

第六節 各國貨幣制度と法定平價

各國貨幣制度

各國とも貨幣制度が異う。英國の『磅』と佛國の『法』と米國の『弗』と我國の『圓』とは互にその單位を異にし價格を異にしてゐる。即ち各國とも (貨幣同盟に加入してない限り) 互に貨幣單位の品位 (fineness) 及び量目 (weight) を異にする。

英國の磅
英國は一八一六年まではギニー (Guinea) と稱する金貨を用ひて居つたのであるが、同年貨幣制度改革されてからソバレン (Sovereign) と稱する一磅 (Pound) の價を有する金貨を貨幣單位と定めた。

註 (1 Pound = £ 1) (£ 1 = 20 Shillings) (1s = 12 Pence) (1d = 4 Farthings) 故に一磅は二百四十

片又は九百六十フアシンゲスとなる。 $1 = 20 = 240 = 960$

而して英國の二磅は總重量一二三グレイン二七四四七であつて、その内、雜金 (Alloy) と稱する銅の重量は一〇グレイン二七二八であるから之れを前者より引き去る時は英國の二磅の純金量目は一一三グレイン〇〇一六〇である。即ち一磅の純金量は $\frac{113,001.60}{123,274.17}$ 即ち十二分の十一であつて他の $\frac{10,272.8}{123,274.17}$ 即ち十二分の一は雜金である。之を千分率にて言ひ表はすと九一六 $\frac{2}{3}$ 純金、八十三 $\frac{1}{3}$ 雜金 (916 $\frac{2}{3}$ parts fine 83 $\frac{1}{3}$ alloy) となる。即ち之が一磅の品位である。

註 英國の貨幣法に依れば二十二金 (22 Karat) 即ち十二分の十一の品位を有する金四十ツロイ英斤 (40 Troy pounds) を千八百六十九箇に分けたものが即ち一磅の量目である。二十二金としたのは純金廿四金の二丈け取つて雜金を混するの都合がよいからであると思はる。而して一ツロイ英金は十二オンスであり、一オンスは二十マンスウエイトであり、一マンスウエイトは二十四グレインであるから、一ツロイ英斤は五千七百六十グレインに當る事になる。隨つてその五千七百六十グレインに四十を乗じたものが、四十ツロイ英斤の總グレインである。而してその得たものを千八百六十九箇に分けて見ると、一箇の量目は一二三グレイン二七四四七となるのである。然し之は廿二金の重さである。この中の十二分の

十一丈けが純金であるので、から十二分の十一を乗じて見ると始めて百十三グレイン〇〇一六〇の合金となるのである。(Norman: W. M. M. 參照)

我國の圓

又明治三十年制定の我國貨幣法に依れば、貨幣單位は壹圓であつて其の重さは二分である。故に五圓金貨には一匁の純金が包含され、拾圓金貨には二匁の純金が包含されてゐる。而して壹圓の合金二分の量目は十一グレイン五七四二二に相當し之に雜金の銅一グレイン二八六〇二を混せて總重量一二グレイン八六〇二四を鑄造したものが壹圓と稱するのである。故にその品位は $\frac{11,574.92}{12,860.24}$ 即ち十分の九の純金である。或は之を千分率にして九百純金百雜金 (900 parts fine 100 parts alloy) と云ふ。故に我國に於ては壹錢とは一グレイン五七四二二の百分の一の價を云ひ、壹厘とはその又十分の一の價をいふのである。

法定平價

法定平價 (Mint par of exchange) とは例令ば英國の磅と我國の圓との貨幣法上に於ける價值の對比を云ふのである。もつと數學的に云へば英國の『磅』の包含する純金一一三グレイン〇〇一六〇に對する我國の『圓』の包含する

純金一—グレーン五七四二二の比例をいふ。即ち其の一磅に對する我九圓七拾六錢參厘貳毛をいふ。或は我壹圓に對する英の二志〇片十六分の九をいふ。

いまその計算を左に示す。

日英法定
平價

英國	【磅】の總重量(Gross weight of Sovereign).....123.27447	グレーン(grs)
	内十二分の一の雜金(Less $\frac{1}{2}$ Alloy).....10.27287	〃
	【磅】の純金量(Fine gold in Sovereign).....113.00160	〃

日本	【圓】の總重量(Gross weight of Yen).....12.86024	グレーン(grs)
	内十分の一の雜金(Less $\frac{1}{10}$ Alloy).....1.28602	〃
	圓の純金量(Fine gold in Yen).....11.57422	〃

故に

$$\frac{11.57422}{113.00160} \times \text{£} 1 = \text{£} 0.102425 = 24.5820^4 = 2/0 \frac{9}{16} \text{ 二志〇片十六分九}$$

$$\frac{113.00160}{11.57422} \times \text{Y} 1 = \text{Y} 9.7632 \text{ 九圓七拾六錢參厘貳毛}$$

法定平價
の定義

然し斯の如き對比は同一貨幣本位國に於てのみ可能であつて、例令ば金貨本位の日本と銀貨本位の支那との間には斯の如き對比はない。即ち法定平價は金貨本位と金貨本位、或は銀貨本位と銀貨本位との國に於てのみ云ひ得る。その異なる品位と量目の差等は計算して現はすが故に敢て差支へない。故に法定平價とは必然的に同本位國の二ヶ國にのみ云ひ得る言葉である。敢て定義を下せば『或る二ヶ國間の法定平價とは一國の貨幣單位が他の國の貨幣單位にて同質金屬の純分と量目とにて云ひ表はされたる對比をいふのである。』

註 Mint par of Exchange を法定平價と譯すは面白くない。寧ろ鑄造平價と譯す可きである。造幣平價、純分比價、純分價格等の譯もあるが、それらは餘り感心せない。然し今日實業界に於て既に法定平價で通つてゐるから暫らく習慣に従ふ事とする。尙詳しき事は爲替相場の章に譲る。

各國との
法定平價

尙參考迄に金貨本位の各國法定平價を示せば次の如くである。

各國との法定平價

國名	單位	純金量目	平價
佛國	Franc (100 Centimes)	4.70498 grs	円 0.3864 (一圓=2.588)
伊國	Lira (100 centesimi)	ク ク	ク ク
瑞國	Franc (100 centimes)	ク ク	ク ク
白國	Franc (100 centimes)	ク ク	ク ク
希國	Drachima (100 lepta)	ク ク	ク ク
西國	Peseta (100 centimos)	ク ク	ク ク
北米合衆國	Dollar (100 cents)	23.22 ク	円 2.006 (一圓=0.49875)
加奈陀	Dollar (100 cents)	ク ク	ク ク
英國	Pound (20 shillings)	113.0016 ク	円 9.7632 (一圓=2/0 ₁₆)
獨逸	Mark (100 pfennige)	5.53134 ク	円 0.478 (一圓=2.092)
和國	Guilder } Florin } (100 cents)	9.33348 ク	円 0.806 (一圓=1.237)

第七節 爲替相場と金銀の輸送

爲替相場の根源

爲替相場の根源は法定平價にある。法定平價とは前述の如く一國の貨幣單位が例へば壹圓が他の國の貨幣單位にて例へば米貨四十九仙八厘七毛五分といふが如く同質の金屬と量目との對比に言ひ表はされたものを云ふのである。英國の一磅は我九圓七拾六錢參厘に當ると云ふは一磅と壹圓とに包含する純金の量目と量目との比價がさうなつてゐるからである。決して日本の圓が安いのも英國の磅が騰いのもない。若し壹圓も一磅と同じだけの純金の量目を持つやうになるならば壹圓も一磅も同一價になる。故に一磅が我九圓七拾六錢參厘毛に當るは兩國の貨幣法が變更せない限り一定不變の決定的のものである。この一定不變の對比を爲替相場の *Point* (樞軸點) といふ。つまり相場はどんなに變動しても、その變動の中心は常に樞軸點にあるからである。法定平價にあるからである。

實際の爲替相場

然し乍ら實際の爲替相場は爲替平價と同價格である場合は寧ろ稀で常に

點步
打歩

平價より或は高く或は低い。外國爲替に於ても相場は内國爲替の如く若し爲替相場が法定平價と同價格である場合は即ち百圓のものが百圓である場合は之を無歩(Par)と云ひ、若し法定平價より外貨建相場にて昂騰した場合は打歩(at premium)と云ひ、相場は順(For us)或は利(Favorable)であると云ふ。

註 利とか不利とか云ふ言葉は、奈何なる建方の相場に於てはその昂騰が奈何なる事の爲めに利であるとか不利であるとか云ふでなければその意味をなさない。何んとなれば單に爲替相場の昂騰と云ふも、もし其が香港宛の相場なる時は日本の貨幣の價値の下落を意味し随つて輸入商には不利であるが、もし又それが倫敦宛の相場なる時は日本貨幣の價値の上騰を意味し随つて輸入商には利となる。故に相場が昂騰して打歩を生じた場合不利であるといふ時は(一)相場が邦價にて建てられ輸入商にとつて不利であること云ふ意味か又は(二)相場が外貨にて建てられ輸出商には不利であること云ふ意味の事である。(勿論この場合にも賣買は建てられた相場の貨幣によるものとする。第五章爲替相場參照)

割引

若し又反對に法定平價より下落した場合は、之を逆打(at discount)又は割引といふ。即ち我貨幣價値の下落を意味せる相場であるから之を爲替の逆(Against us)又は不利(Unfavorable)といふてゐる。

註 爲替相場が下落して送金者に都合がよいと云ふのは、外貨にて建てられた相場が下落した時の事である。邦貨にて建てられた相場は送金者にとつて不利である事は勿論である。第五章爲替相場參照。

金銀輸送

而して無打の場合は法定平價にある時であるから貨幣法が改制されない限り一定不變であるが、打歩と逆歩の場合はどの位迄相場が變動するものであるか、その開きの範圍を理論に依つて知る事が出来る。

先に内國爲替の特長は(一)現金の輸送を爲さず(二)最も簡便に(三)最も安心に(四)最も低廉に(五)最も迅速に貸借の決済が出来ることであると云ふたが、それは移して以つて外國爲替の特長であるとも云へる。故に若し(二)の簡便と(三)の安心と(五)の迅速とを得らるならば、そして(四)の低廉だけ得られなくして寧ろ現金を輸送した方が安直なる場合は、必ずしも騰い外國貨幣の相場を取組む必要はない。保險を付けても猶且つ安く早く簡便に安心して送れるならば現金を輸送して決済する。即ち外貨建の法定平價より凡ての輸送費用を引いたものが爲替相場の逆打の最低點であつて、之より下は現金が流出する

輸出現送

時である。この現金の流出せんとする點を輸出現送點 (Gold export point) と云ひ、反對に爲替相場が外貨建の法定平價より上騰して外國より現金を輸入する方が得策なる時、即ち打歩の最高點を輸入現送點 (Gold import point) と云ひて、これ以上に相場の上る時は現金が流入する時である。

輸入現送

故に政府が人爲的に經濟法則を抑制せない限り、例へば金銀の輸出禁止令の如きものを設けない限り、自然の經濟法則に従ふ時は、爲替相場は必ず下は輸出現送點より下ることなく上は輸入現送點より昇ることはない。何んぞからである。故に爲替相場は原則として必ずこれらの兩點の間を往復する。而して之等の輸出現送點と輸入現送點とを總稱して、金銀輸送點 (Gold points) と云ふ。或は又之を正金輸送點 (Specie points) とも云ふ。

金銀流出の實例

以上に於て述べた法定平價と金銀輸送點との關係を具體的に例を以つて之を説明する。先づ金銀の流出する場合から始めんに、若し一日本人が一英國人に一千磅の債務があつて、之を法定平價の相場にて送くとせば、即ち

$2^s/0.1^s$ (又は九圓七拾六錢參厘壹毛七分) の相場にて送くとせば、英貨一千磅の債務に對して邦貨九千七百六拾參圓拾七錢を要する。その計算は左の如くである。

相場) $2^s/0.1^s$ (即ち法定平價)

故に) $£ 1. = Y 9,763.17$

故に) $£ 1,000. = Y 9,763.17$

然るに若し $2^s/0.1^s$ の相場が $2^s/0^s/0$ に下つたと假定せば、即ち邦貨の價值が下落して逆打を生じた場合は、英貨一千磅の負債に對して日本人は邦貨壹萬圓を支拂はなければならぬ。その計算は左の如くである。

相場) $2^s/0/0$

故に) $£ 1. = Y 10.$ (即ち法定平價を越すと廿三錢六厘八分三厘の打歩である)

故に) $£ 1,000. = Y 10,000.$

即ち相場が法定平價にありし場合は一千磅の負債に對して九千七百六拾參圓拾七錢を要したのみであつたか、相場が $2^s/0.1^s$ より $2^s/0/0$ に下落して一

磅の對外價值に對し貳拾參錢六厘八分三毛の逆打 (Discount) を生じた場合は、一萬圓支拂はなくてはならない。即ち送金の爲には二百三十六圓八拾參錢の損となる。而してかゝる多額の逆打は送金者の到底堪へ得る處でない。若し邦貨九千七百六拾參圓七拾錢を英國迄輸送して之を英國造幣局に提出して英貨に替ゆる迄の總ての費用を百五拾圓と見做すならば、日本の債務者は寧ろかゝる不利の相場にて爲替を取組まむよりは現金を輸送して決済する。即ち現金輸送の總支出は、前記英貨一千磅の平價額我九千七百六拾參圓拾參錢と輸送費百五拾圓、合計九千九百拾參圓拾參錢である。爲替を取組んで壹萬圓を支出するよりも猶八拾六圓八拾參錢の儲けである。故にかゝる場合には金は流出する。銀も亦支那との相場或は印度との相場に變調を來たし銀輸送を利益とする場合には之れ又流出するものである。五六四頁參照

次に金銀の流入する場合を説かんに、今度は前例と反對に日本人が倫敦の英人に對して一千磅だけの債權があると假定する。この場合若し爲替相場が法定平價と同一であつたとすれば、云ふ迄もなく日本金九千七百六拾參圓

金銀流入の實例

拾七錢を得るのであるが、若し爲替相場が $\frac{25}{100}$ より $\frac{26}{100}$ に上つたと假定すると、即ち邦貨の價值が英貨に對して騰貴し、プレミアムを生じた場合は、英貨一千磅の債權は邦貨に換算して丁度九千六百圓となるのである。

相場) $\frac{25}{100}$ (即ち之を法定平價にて換算すると ¥9.60 となり premium を生ずること ¥0.163 となる。)

然らば) 25 : 1 :: 240,000 : x

x = 9,600

故に) x = ¥ 9,600.00

茲に於て始めて知る、倫敦にある一千磅は法定平價の相場にて換算すれば九千七百六拾參圓拾七錢得らるが、相場上騰して邦貨に打歩を生じた結果九千六百圓しか取れなくなつたのである。その差額は百六拾參圓拾七錢である。然しかゝる不利の相場は到底日本債權者の堪へ得る處ではない。即ち彼は一千磅日本に金塊にて輸入し、之を造幣局に頼んで鑄造して貰う。若し之等の總ての鑄造費用が百五拾圓を要するとするも、猶且つ彼は日本に於て

九千六百拾參圓拾七錢を獲得出来る。爲替相場に依つて現金にするよりも拾參圓拾七錢の利益である。故にかゝる場合には金及び銀が我國に流入する時である。

それは勿論金銀の流入流出の如きは單なる『正金輸送點』に依つてのみ動くものではない。一國の財政、金融、商業等の政策より之を動かす場合もある。けれどもその根本の經濟法則としては金銀は常に『正金輸送點』を超えたる時にのみ移動し又爲替相場はその常態にあつては『正金輸送點』内に於てのみ變動するものである。

第二編 本論

第四章 外國爲替手形

第一節 爲替手形の概念

手形の語

我商法第四百三十四條には『手形トハ爲替手形、約束手形、及び小切手ヲ謂フ』とある。獨法にては小切手を手形と謂はないが、英米法は小切手も亦手形である云ふ。我國の手形法は獨法系に屬するものであるとせられてをるが、この邊は英米法を參酌した所が多いやうである。英國の一八八二年の『爲替手形法』(Bill of Exchange Act)にも、米國の一九一九年以來執行の『統一流通證券法』(Uniform Negotiable Instruments Law)にも小切手は手形の一種として取扱つてゐるのである。

之等の三者即ち爲替手形、約束手形、及び小切手を總稱して日本では手形と

呼ぶのであるが、英米に於ては『交換の證券』Bills of Exchange (廣義)といふ。或は Commercial Papers (商業證券) 又は Trade Papers (貿易證券) ともいふ。

註 然し乍ら Trade Papers は Commercial Papers より廣義に使はれてをる。Commercial Papers には Banker's draft 及び Banker's cheque 等を入れない場合があるが、Trade Papers には之を入れない(Whitaker: Foreign Exchange, pp. 9-10)

Bills of Exchange には廣狹二義ある。其廣義は爲替手形約束手形小切手の三者を總稱し、その狹義は爲替手形のみを云ふ。而して本論に於ては狹義に於てのみ之を使用する。

Promises
の Orders
の區別

爲替手形(狹義)を Bill of Exchange; Gezo; oder Wechsel; Lettre de change と云ふに對して約束手形を Promisory Note; Handwechsel; Billet a ordre と云ふ。英語にては前者を略して Bills 又は Orders と云ふが、後者は Notes 又は Promises と云ふ。Bills と Notes とは單なる略名であるが、Orders と Promises とは根本的の區分の仕方である。即ち兩者とも一定の金額を支拂はんとする證券であると云ふ點に於ては共に手形であるが、約束手形に於ては振出人が自ら一定の金額を支拂ふ旨を約し振出人が主たる債務者であるに反し、爲替手形に於ては振

出人が第三者をして一定の金額を支拂はさしむ可き旨を約するものであるから振出人は第三者が支拂を爲さざる時に於てのみ支拂又は償還の義務を有するものである。即ち前者は振出人が自ら約束 (promise) するものであるが後者は振出人が第三者たる債務者に支拂を命令 (order) する所のものである。而して小切手は振出人が銀行に支拂を委託する所のものであるから勿論 Orders の一種である。

註 この故に約束手形は約束證券 (Leistungsversprechen) といひ、爲替手形及び小切手は委託證券 (Anweisung) と云ふ。經濟上より見るならば約束手形と爲替手形とは信用證券 (Credit Instruments) であるが、小切手は支拂證券 (Paying Instrument) である。

小切手と
爲替手形

然しながら小切手はその用途、流通の範圍、引受、手形法に於ける規定等に於て爲替手形とはその性質を異にしてゐる。小切手は通常銀行に當座預金を有する者がその預金を當てに支拂命令を爲す證券であつて、その流通範圍は多く地方 (local) に限られてをるが、爲替手形は普通遠地間 (out-sides) の貸借決濟の爲めに使用され支拂人は多くの場合債務を有する商人である。又爲替手形に就ては法律は引受 (Acceptance) なる制度を認める。即ち支拂人が支拂引

爲替手形の職分

受を爲すに於て始めてその手形は有效となり債務の歸著する所は法律上に確定されるのであるが、小切手に就ては法律は引受なる制度を認めぬ。又小切手は必ず一覽拂たる可きものであつて、その支拂を求む可き期間は振出しの日より十日以内たる可きものであるが、爲替手形に就てはこの規定はない。爲替手形はその發生が人的信用を土臺として振出されたと(例へば Clean bill の如き) 物的信用を基礎にして振出されたと(例へば Documentary bill の如き)とを問はず齊しく遠地間の貸借を決済するために使用さるゝ處の有價證券である。然も他の有價證券と異つて爲替手形の一方の取扱人は常に銀行なるが故に、爲替手形に對する世人の信用は小切手に次ぐものである。又爲替手形は交換の媒介として、送金又は支拂の用具として貨幣の職分を盡してゐるのであるから、その流通性には多少の疑問があるにもせよ吾人は之を準貨幣と稱した程である。

爲替手形の定義

一八八二年の英國手形法(第三條第一節)には『爲替手形トハ或ル人ガ他ノ人ニ明文ヲ以ツテ宛テタ無條件命令書デアツテ、ソノ命令書ハ發行人ノ署

名ガナケレバナラズ、又ソノ證書ノ名宛人ハソノ證書ノ所持人又ハ指圖人ニ或ル一定ノ金額ヲ或ル一定ノ期日又ハ確定サル可キ未來ニ於テ要求次第拂フ可ク強要サレテキルモノデアル』とこれ全然米國の『統一流通手形法』に於て見る定義と同一である。

註 廣義の定義は之を Take of Modern Cambist に於て見出す、曰く『爲替手形とは一定金額の支拂の爲めの明文命令書である』然し之は小切手をも含む所の定義であつて吾人の爲めには餘りに意味が廣過ぎる。

手形の發行人受取人

右の定義に於て手形を作製し之に自署するものをその手形の振出人 Draw-out と云ひ、宛てられたる者を支拂人 Drawee と云ひ、手形の所持人又は指圖人とあるのは受取人の意にして之を Payee と云ふ。例を擧げて説明せんに、若し横濱の山下君が生絲を輸出して荷爲替を組むとせば彼は賣人であつて手形の振出人 Drawer である。又その生絲を輸入する紐育のヤンキー君は買人であつて手形の支拂人 Drawee である。而して山下君の手形を買取つた銀行の紐育の支店はヤンキー君に手形を提示して支拂を要求する即ち代金の

受取人 Payee である。之は貿易爲替手形 (Trade bill) の場合であるが若し又送金又は其の他の支拂の用具として使用さるゝ銀行爲替手形 (Banker's bill) の場合は、銀行が手形の Drawer であり、その銀行の取引銀行が Drawee であり、被送金者が Payee である。

第二節 内國爲替手形と外國爲替手形

内國爲替と外國爲替との區別は先きに之を爲したのであるが、この所に於ては内國爲替手形と外國爲替手形との區別を立て、置きたい。

我商法の區別

我商法は内國爲替手形と外國爲替手形との區別を爲さず、又何等の規定もない。唯商法附則第二百五條には

『外國ニ於テ爲シタル手形行爲ノ要件ハ行爲地ノ法律ニ依ル』

前項ノ規定ニ拘ラズ外國ニ於テ爲シタル手形行爲ガ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキハ外國ノ法律ニ依レバ要件ヲ具備セザルトキト雖モ爾後日本ニ於テ爲シタル手形行爲ハ有效トス日本人ガ外國ニ於テ日本

人ニ對シテ爲シタル手形行爲ガ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキ亦同ジ』

とあるのみにして又第二百二十六條には

『外國ニ於テ手形上ノ權利ヲ行使又ハ保全スル爲メニ爲ス行爲ノ方式ハ行爲地ノ法律ニ依ル』

とあるのみである。獨佛米法等も亦この點に關しては頗る不明瞭であつて、その多くは手形の時効に關して支拂地域の遠近如何に依つて或は二ヶ月、或は四ヶ月、六ヶ月等の規定があるのみである。(毛戸博士手形法論附録參照)

英國手形法の區別

然るに獨り英國の一八八二年の手形法 (Bill of Exchange act 1882) は此の二者の區別を判然と爲してゐる。即ち同法第四條第一節に於て

『内國爲替手形 (Inland bill) トハ (a) British Islands ニ於テ振出サレ且ツ支拂ハル、モノ (b) British Islands 内ニ於テ同島内ニ居住スル者ニ宛テ振出サレタルモノ (c) 或ハ之等ノ意味ヲ現ハシタルモノ、手形デアル』

と規定され、その他は凡て外國爲替手形 (Foreign bill) であるとされてゐる。而

して本條に於て British Islands と稱する地域は United Kingdom of Great Britain and Island, the Islands of Man, Guernsey, Jersey, Alderney, and Sark, and the Islands adjacent to any of them being part of the dominions of Her Majesty. と制限し第二節に於て若し手形面に反對の意義ある文字なければ所持人は之を内國爲替手形として處理する事を得るとあるのである。故にその區別は確然として明瞭である。

例を擧げて之を説明せんに、若し手形がパリ・ブールに於て振出され、倫敦の商人に宛てたものと假定し、それが倫敦に於て取引され、パリに行つて裏書されたとするも、それは内國爲替手形である。何んとなればその手形は英國に於て發行され英國に於て支拂はるゝからである。又若し手形が倫敦に住む佛人に宛てたものと假定し、彼がその手形をパリに於て支拂うやう引受けたとする。これも矢張り内國爲替手形である。何んとなればその手形は英國に於て英國に居住する者に宛て、振出されたからである。又若し手形が倫敦に於て振出され、ブラッセルの商人に宛てたものとする、但し倫敦に於て支拂はるやう作製し且つその意味に於て引受されたとする。これも矢

内國爲替手形
外國爲替手形

張り内國爲替手形である。その理由は倫敦に於て振出され倫敦に於て支拂はるゝからである。(Chalmers: A Digest of the Laws of Bills of Exchange, pp) (Thorburn: Commentary on the Bills of Exchange Act 1882)

區別の標

斯の如く内國爲替手形と外國爲替手形との區別は、その手形の振出人と支拂人とが同一國に居住するや否やに依つて判斷するか或は振出人と支拂人が同一國に居住せざとも支拂人が振出人の國に於て支拂うやう始めよりその如くに手形を作製したるものは之を内國爲替手形と云ひ、その他は凡て外國爲替手形といふより外ないのである。或は之を簡單に或る一國のみの手形法の支配を受くるものは之を内國爲替手形と云ひ、二ヶ國以上の手形法或は統一手形法(國際手形法とも云ふ)の支配を受くるものは之を外國爲替手形であると云ふ事が出来る。

註 内國爲替に於て取扱ふ爲替手形を内國爲替手形と云ひ、外國爲替に於て取扱ふ爲替手形を外國爲替手形と稱するも間違ひに非らず。然れども爲替は作用である手形は形態である。前者は影響する所が廣い、取扱ふ手形の種類も多である。然るに後者は法律の上でその要件を決定されてゐる。故に前者の區別に對しては之を求めたのであるが、後者に對しては手形法に之を求めたのである。

第三節 外國爲替手形の雛形

單獨手形
と組手形

外國爲替手形には單獨手形 (Sola bill) と組手形 (Set of bills) とある。前者は唯一通の手形を云ひ、後者は同一要件の手形を二通乃至三通組み合せたものを云ふ。而して前者は時に依ると銀行爲替手形などに之を見る事もあるが然しそれは稀であつて通常二通以上を以つて組手形とし、その事實上用ひらるゝは後者のみである。通数が二通か三通かと云ふ事は振出人及び取組銀行の習慣により又は支拂地の如何によつて一定してない。組手形として二通以上を要する理由はその手形が支拂地に郵送さる場合一通丈けにては或は着かない場合も無いとは限らない。故に第二便船にてその第二號手形(或は第二券ともいふ)を郵送せば必ずどちらかが着くからである。

第一號手形
第二號手形

第一號手形を First of Exchange; Primawechsel; Premiere de change と云ひ、第二號手形を Second of Exchange; Secundawechsel; Seconde de change; と稱す。或はもつと町字に First Bill of Exchange, Second Bill of Exchange, Third Bill of Exchange な

ぞとも云ふ。或は First, Second の代りに Original Bill of Exchange, Duplicate Bill of Exchange などとも書く。或は手形面に刷り抜きにして Original 又は Duplicate などと印刷されてあるものもある。而して送金爲替などの時若し Duplicate の手形のみ先きに提示する時は銀行は Original の方をも提示する事を要求し、兩者揃つて始めて之を支拂うこともある。

次に示すは外國爲替手形の代表的雛形である。First とあるは第一券を意味し SECOND とあるは第二券を意味する。

(倫敦行荷爲替手形)

Bill of Exchange

No. 123 Yokohama, May 10, 1921.

Exchange for £ 1,000/-

Six months after sight of this First of Exchange
(Second of the same tenor and date being unpaid) pay
to the order of the Yokohama Specie Bank, Ltd, London,
the Sum of One thousands pounds Sterling only

Value received, as per attached documents per
s. s. Kyoto Maru.

To Messrs. London Company, Yokohama Company,
32 York Avenue, H. Yamada, mgr.
London, E. C.

Bill of Exchange

No. 123 Yokohama, May 10, 1921.

Exchange for £ 1,000/-

Six months after sight of this Second of Exchange
(First of the same tenor and date being unpaid) pay
to the order of the Yokohama Specie Bank, Ltd, London,
the Sum of One thousands pounds Sterling only

Value received, as per attached documents per
s. s. Kyoto Maru.

To Messrs. London Company, Yokohama Company,
32 York Avenue, H. Yamada, mgr.
London, E. C.

FIRST

SECOND

爲替手形 (第一號手形)

第百廿參號

一、英貨壹千磅也

此第一號手形(同一期限及ビ日附ノ第二號支拂ハレザル時)御一覽後六ヶ月限京都丸積出ノ積荷書類ノ代リ金トシテ領收候ニ付英貨壹千磅也倫敦ノ橫濱正金銀行又ハ同行指圖人へ御支拂相成度候也

千九百廿一年五月十日

橫濱商會

支配人

山田八郎

倫敦市ヨーク街三十二番
倫敦商會殿

爲替手形 (第二號手形)

第百廿參號

一、英貨壹千磅也

此第二號手形(同一期限及ビ日附ノ第一號支拂ハレザル時)御一覽後六ヶ月限京都丸積出ノ積荷書類ノ代リ金トシテ領收候ニ付英貨壹千磅也倫敦ノ橫濱正金銀行又ハ同行指圖人へ御支拂相成度候也

千九百廿一年五月十日

橫濱商會

支配人

山田八郎

倫敦市ヨーク街三十二番
倫敦商會殿

（第一號手形）
すのみを示

(紐育行荷爲替手形)

Bill of Exchange

No. 124 Yokohama, May 10, 1921.

Exchange for U. S. Gold \$1,000.00

Ninety days after date of this Original Bill of Exchange (Duplicate being unpaid) Pay to the Order of the Yokohama Specie Bank, Ltd, New York, the Sum of One thousand U. S. Gold Dollars only.

Value received as per attached documents.

To Messrs. New York Company,
25 Broadway,
New York City, N. Y.,
U. S. A.

Yokohama Company,
H. Yamada,
mgr.

外國爲替論

(同上譯文)

爲替手形 (第一號手形)

第百廿四號

一、米貨壹千弗也

此第一號手形(第二號支拂ハレザル時)日附後九十日限り別紙積荷書類ノ通り代リ金領收候ニ付紐育市ノ橫濱正金銀行又ハ同行指圖人へ米貨壹千弗也御支拂相成度候也

千九百廿一年五月十日

橫濱商會
支配人
山田八郎

北米合衆國紐育州
紐育市ブロードウェイ二十五
紐育商會殿

一〇八

（第一號手形）
すのみを示

(Bankers' Demand Draft)

The National City Bank of New York

No. 258 New York, May 10, 1921.

Exchange for £1,000/-

On Demand (Duplicate being unpaid)

Pay to the Order of Yoshisada Furuya

the Sum of One thousand Pounds Sterling only.

Value received which charge to account of

To London Exchange Bank, Ltd., The National City Bank
5 Threadneedle St., of New York,
London, E. C. John Doe, Cashier.

第四章 外國爲替手形

(銀行一覽拂手形)

爲替手形 (第一號券)

第百五十八號

一、英貨壹千磅也

此第一號券(第二號券支拂ハレザル時)要求次第此ノ代リ金領收候ニ付古屋美貞殿又ハ同人指圖人へ英貨壹千磅也御支拂相成度候也

千九百二十一年五月十日

紐育市
紐育ナショナル・シティ・銀行
會計
ジョン・ドイ

倫敦市スレッドニードル街五番
倫敦爲替銀行殿

一〇九

(Bankers' Long Bill)

Guaranty Trust Company of New York
 No. 1234 New York, May 10, 1921.
 Exchange for £ 8,000/-
 Six months after sight of this First of Exchange (Second
 unpaid) Pay to the Order of Brown Manufacturing Co. the
 Sum of Eight thousand pounds Sterling.
 Value received which charge to the account of
 To Guaranty Trust Company Guaranty Trust Company
of New York, of New York,
53 Lombard Street, Per Pro John Doe,
London. Vise Pres.

切斷

同上譯文

(銀行長期手形)

爲替手形 (第一券)
 第壹千二百三十四號
 一、英貨八千磅也
 此第一號券 (第二號券支拂ハレザル
 時) 御一覽後六ヶ月限此代リ金領收
 候ニ付ブラウン製造會社又ハソノ指
 圖人へ英貨八千磅也御支拂相成度候
 也
 千九百二十一年五月十日
 紐育市
 紐育ギヤランチー信託銀行
 副頭取
 ジョンドー
 倫敦市ロムバード街三十三番
 紐育ギヤランチー信託銀行殿

手形面記
載の要件

すでに述べた爲替手形の定義に依つても或は又爲替手形の難形に依つて
 も知る如く、爲替手形はその内國爲替手形と外國爲替手形とを問はず、或る一
 定の要件が具備されてなければ爲替手形とは謂はれないのである。而して
 その要件は内國爲替手形なる時は邦文を以つて、英米行爲替手形なる時は英
 語を以つて、獨逸行なる時は獨逸語を以つて、佛國行なる時は佛語を以つて、そ
 れれ記載されるものとされてゐる。

記載さる
國語

註 法律上には内國爲替手形に英字を以つて認むることも又は英國行手形に日本
 字を以つて認むることも差支へない。が事實上その手形の關係人に了解し難い國
 語を以つて書く事は手形自身の流通に關係するを以つて、手形面記載の文字は
 その手形の關係人によりよく諒解し得る國語を以て書くを常とされてゐる。而
 して外國爲替手形に最も多く使用されつゝある慣用國語は英語なるを以つて
 以下手形面記載の英語の語義に就て説明する。

第四章 外國爲替手形

第四節 手形の要件と手形面 記載の語義

手形法の
要件

手形面に記載される可き一定の法的要件とは、それが爲替手形たる可き各要素を謂ふのであつて、それは各國の手形法に依つて多少異なるが、大體に於ては皆同じである。我商法第四百四十五條には次の如き事項の記載と振出人の之に署名する事を要求してゐる。

- 一 其爲替手形タルコトヲ示ス可キ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人ノ氏名又ハ商號
- 五 單純ナル支拂ノ委託
- 六 振出ノ年月日
- 七 一定ノ満期日
- 八 支拂地

又『統一手形法』第一條には『爲替手形なる名稱(手形文句)、一定の金額を支拂ふ可き單純なる委託(手形金額及び支拂の委託)、支拂人の名滿期、支拂地、

受取人の名、振出人の地及び年月日を記載し、振出人之に署名すべきものとす』とあるを以つて之を我商法に比すれば、前記の八項目にいま一つ振出地を加へたるに過ぎない。以下順次に之を説明する。

第一項 手形文句及び指圖文句

手形文句

手形文句 (Bill clause ; Wechselklausel, Clause de change) とは手形面に『爲替手形』(Bill of Exchange) の文字を記載して一見それが爲替手形である事を知らさしむる爲めの要件である。若し手形面の何所かに Bill of Exchange の文字がなければ Exchange for £1,000/- (一英貨爲替手形金壹千磅也) 或は Exchange of ... 等の文句のある事を必要とする。然し之は獨、匈、瑞、露、伊、日等の獨法系統の手形法及び統一手形法に於てのみ一要件として認められてゐるのであるが佛法系及び英米法系に依れば必ずしも必要とは認められて居らぬ。(手形博士統一手形法論三六頁以下參照) 故に英米行き爲替手形には Bill of Exchange も又は Exchange for も無くともよろしく、又之を Amount 或は Value 等に換へても差支へない譯である。(一〇六頁以下參照)

指圖文句

指圖文句は佛法系の要件とする所であつて Pay to the order of..... の Order of を謂ふのである。その目的は裏書に依つてその手形の流通を許すの意を示したもので、『何某殿又ハソノ指圖人へ』の指圖人を謂ふものである。指圖文句を手形の要件とせない國に於ても勿論手形は裏書に依つて流通するが、指圖文句を要件とせない國に於ては振出人が裏書禁止の文句を記載する事が出来るのである。

第二項 手形金額

手形金額

手形金額 (Amount of Bill; Wechselsumme; Montant de change) とは手形の額面金額を謂ふのであつて、即ち『金何圓也』又は『英貨何磅也』といふが如く貨幣金額の記載を要する。『五分利付英貨公債百磅券十枚也』と云ふが如きは爲替手形を構成せない。又その金額は一定してなければならぬ。About One thousand Dollars 又は Five thousand or Six thousand Dollars の如き曖昧の文句は認めない。若し善意の過失 (error by good faith) にて手形の數ヶ所に記載された金額が一致せない場合は英米法に依れば少額の方を以つて手形金額と見

做すことを習慣とし統一手形法に依れば數字を以つて記載された金額よりも文字を以つて記載された金額を採る事としてゐる。我商法第四百四十六條に依れば『主タル部分ニ記載サレタル金額ヲ以テ手形金額トス』とある。

註

手形の利息文句の效力に關しては古來學說の岐るゝ所である。一方の論者は一覽拂及び一覽後定期拂手形の利息文句は、手形金額を不定ならしむる所のものであるからその手形は無効であると云ふに反し、他方の論者は定日拂及び日附後定期拂手形の利息文句は、手形金額をして不定ならしめず、計算さへせば判明するものであるから有效なりと解釋する。吾人をして之を云はさしむるならば兩者共計算さへすれば確定する問題であると信ずる。

金額記載の仕方

手形金額を記載するに數字を以つてする所と、文字を以てする所とある。數字を以つて記載する所へは必ず數字の前にその國の貨幣名稱の略字を添へるを以つて普通とされてゐる。例へば次の如し。

£1,000/- (英貨壹千磅也) \$1,000.00 (米貨壹千弗也)
M1,000.00 (獨貨壹千馬也) Fr. 1,000.00 (佛貨壹千法也)

註 參考のため各國貨幣名稱の略字を左に掲げて置く。詳しくは Tare's Modern Com. 第四章 外國爲替手形

bist, pp 5-247 及び E. L. S. Paterson : Domestic and Foreign Exchange, pp 292 を参照。

各國貨幣
名稱の略

Money Symbols	
\$Dollar, Peso.
\$ c/Paper peso in Argentina, c/1 meaning curso legal (legal tender).
\$ M/CPaper peso in Chile, m/c meaning moneda corriente (current money).
\$ m/nPaper peso in Argentina, m/n meaning moneda nacional (national money).
\$ oroGold peso in Chile.
\$ o/sGold peso in Argentina, o/s meaning oro sellado (coined gold).
M \$Mexican Dollar.
SS or SSSDollar in Straits Settlements.
£Pound sterling in the British Empire.
£ E or I EPound in Egypt.
LP or LpPound in Peru.
£ T or L TPound in Turkey.
10/610 shillings and 6 pence.
BBalboa in Panama, Boliviano in Bolivia.
B or BolBolivar in Venezuela.
CCent in U. S. and Canada.
CCentavo, Centime.
DDinar in Serbia.
dPence in the British Empire.
DrDrachma in Greece.
f or flFlorin.
frFranc.
KKrans in Persia.
KrKrona or Kroye in Austria, Hungary, Denmark, Norway, and Sweden.
LLira.
M or MkMark.
pPeso.
pi or piasPaster.
PtasPesetas in Spain.
R or RoRuhle.
R Re or RsRuppee or Rupees in India.
RsReis in Brazil or Portugal.
s or shSacre in Ecuador.
SShillings in British Empire.
TlsTaels in China.
¥Yen.

又文字を以つて綴る記載の仕方は其の方式一定して居らないが次の如き
はいづれも實際に使用されてゐるものである。(華文字を復數々に注意せよ)

- (1) One thousand Pounds Sterling 一英貨壹千磅也
- (2) Pounds One thousand Sterling 同上
- (3) Pounds One thousand Sterling only 同上 (only は也の意に相當ゆし)
- (4) One thousand Pounds Sterling only 同上
- (1) One thousand Dollars 一米貨壹千弗也
- (2) One thousand Dollars only 同上
- (3) U. S. Gold One thousand Dollars 同上
- (4) One thousand U. S. Gold Dollars 同上

米國貨幣の Dollar は墨國弗と間違へ易きため、墨國行又は支那行の場合の
弗には in local currency 又は local currency 或は in Mexican Dollars 等の文字をその
後尾に附加するものとす。例へば Ten Dollars in local currency の如し。

第三項 支 拂 人

支拂人

支拂人 (Drawee; Bezogenner; Tiré) は手形金額を支拂ふ可き人なるが故に是れ又必ず手形面に記載されねばならぬ。(一〇六頁以下参照) 通例手形の左の下の端に "To....." として宛てられた人が即ち支拂人である。(以下参照) 支拂人の名前の下には又その住所をも誌してその居住地を明瞭にする必要がある。支拂人が数人ある事は之を認むるもその住居地は必ず同一地たるを要する。又支拂人は振出人と同一人たることも出来る。(統一手形法三條二項) 但し本支店間に往復する爲替手形は振出人と支拂人と同一人とは認めない。(松本博法一九) 又支拂人の氏名住所の書き方に就ては別に種類はない。唯氏名を先きに住所をその次に書くのが普通である。

第四項 受 取 人

受取人

受取人 (Payee; Remittent; Porteur) は手形の第一次の債権者なるを以つて(二)次以下の裏書に依つて手形面にその氏名又は氏名を意味する商號を記載する事は手形要件の一つである。受取人氏名記載の書式はその受取人の種類如

書式

何に依つて定まるものであるが通例次の二種ある。

一、無記名式 (又は持参人拂式) To bearer

二、記名式

- (一) 他人拂指圖式
 - (1) To the order of.....Bank
 - (2) To the.....Bank or order
 - (3) To the.....Bank
- (二) 自己拂指圖式
 - (1) To the order of myself (ourselves)
 - (2) To my order (To our order)
 - (3) To me or my order (To us or our order)

受取人は振出人と同一人でない事が常であるが、然し法律は同一人である場合も之を認める(商法第四七條、統一) 即ち自己に宛て、自己が振出すのであるから約束手形でないかといふ議論があるが、然し爲替手形はその形式的要件に依つて定まるものであつて、若し自己宛にもせよそれは明かに受取人を記名式自己拂指圖式にしたものであるから爲替手形と云ふ可きである。又我商法(九條) 英國手形法(三條) 米商法(二八) 等は無記名式の手形を認める

が獨法系の立法は之を禁じてゐる(毛戸博士統一手形論五〇頁以下)我國に於ては無記名式は金額參拾圓以上のものゝみとして銀行の兌換券の發行權と混同する事を恐れてゐるが商業の盛んな英米に於てはかゝる規定はない。

第五項 單純なる支拂の委託

爲替手形の振出人は通例他人をして手形金額を支拂はさしむるものであるから之を支拂の委託 (Order of payment; Zahlungsauftrag) と云ひ我商法に於ては之を手形要件の一つとしてゐる。然しこれは云ふ迄もなく餘りに明かな事であるから多くの立法はこれを手形の要件として明文とせない。

爲替手形の支拂には單純なるを要するのであつて、或る種の支拂條件を附したり又は支拂方法を限定してはならない。例へて云へば『右金額何某殿又は指圖人に御支拂相成度候也』の如く『御支拂相成度候也』Pay……にて充分である。又爲替手形は命令書 (Orders) の一種である。約束書 (Promises) でも又は依頼書 (Request) でもない。然し禮儀を重んずる言葉を使う事は差支へない。故に例へば “Mr. B will much oblige Mr. A by paying to the order of C,

支拂の委託

etc.” は爲替手形であるが “Please let bearer have £100/- and you will much oblige me” は手形でない。(Chalmers' Bills of Exchange, pp. 11)

振出地

第六項 振出地

爲替手形面に振出地を記入する事は獨法系の要件とする所であつて、即ち獨、洪、斯、瑞、伊、露、西、蘭等及び『統一手形法』に於ては振出地の記載を要する。之に反して日、英、米、白、葡等は之を要件とせない。(毛戸博士統一手形法論五二頁以下參照)然し之は必要とせない日英米に於ても事實上は振出の日附を書くその前に Yokohama, May 10, 1921; New York, May 10, 1921; London, May 10, 1921 の如く振出地を記載するを以つて習慣とせられて居る。

附振出の日

第七項 振出の日附

我商法(第五條第四項)も『統一手形法』(第三條)も其他大多數の立法は振出の日附を爲替手形の要件としてゐる。英(第三條第四項)米(第五條第二項)葡(第二條第二項)は之を要件とせないが然し通例之を記入するを以つて習慣とせられてゐる。(Chalmers, Bills of Exchange, p. 14) 日附の書式は數字にても又は文字にて記載するも差支へ

ない。普通には月は綴り日及び年は数字にて、月日年の順に書く可きものとなつてゐる。

満期日

第八項 満期日

満期日は手形金額を支拂ふ可き日である。この日を手形面に記載する時は手形の債権者は其の権利を行使し又債務者は其の義務を履行するの日を知り得るが故に、いづれの立法に於ても之を爲替手形の要件とされてゐるのである。而して満期日には次の如き四種あるものと限定されてゐる。

満期日の種類

- (一) 確定せる日 即ち定期拂
 - (二) 日附後確定せる期間を経過したる日 即ち日附後定期拂
 - (三) 一覽拂の日 即ち一覽拂
 - (四) 一覽後確定せる期間を経過したる日 即ち一覽後定期拂
- (一) 確定せる日 或る確定せる日を満期日として支拂を要求する手形の事を定期拂の手形と云ふ。即ちこの種の手形は始より大正十年十月十日と云が如く確定してゐるのである。例へば英語にて確定せる日を記すには

定期拂

At Oct. 10, 1921 Pay to the order of又は On Oct. 10, 1921 Pay to the order of (大正十年十月十日限り.....)の如し。

日附後定期拂

(二) 日附後確定せる期間を経過したる日 例へば手形の振出年月日が大正十年十月十日なる時、『日附後卅日限り御支拂相成度』云々の場合は十月十日より卅日後であるから即ち『十一月九日』がその手形の満期日になるのである。之を日附後定期拂と云ふ。英語にては之を次の如く云ふ。

- (1) At thirty days after date of this First of Exchange.....(日附後三十日限り)
- (2) Thirty days after date of this First of Exchange.....(上同)

一覽拂

(三) 一覽拂の日 一覽拂の日とは手形金額の受取人が一覽した日と云ふの意ではなく、支拂のために支拂人に呈示したる日を云ふのである。而して支拂人は呈示され次第即ち支拂を要求され次第之を支拂ふ義務を持つてゐる。この種の手形を一覽拂手形(Sight bill)或は Demand billと云ふ。英語にての書式は次の如し。

- (1) On Demand (duplicate unpaid) Pay to the order of.....(要求次第)

一覽後定期拂

- (2) At Sight (duplicate unpaid) Pay to the order of.....(一覽後)
- (3) On Presentation (Second being unpaid) Pay to the order of.....(呈示)
- (4) At Presentation (Second being unpaid) Pay to the order of.....(呈示)
- (四) 一覽後確定せる期間を経過したる日 この種の満期日を有する手形を一覽後定期拂の手形と謂ふ。一覽の日とは手形の引受をしたる日を云ふのであつて例へば手形振出の日が九月一日であつて引受の日が十月一日である場合、一覽後卅日限りとは十月卅一日を以つて満期日とするのである。故に振出日附には關係ない。但し手形所持人は振出日附より一ケ年以内に引受のため支拂人に提示するを要する。又満期日の記載明瞭を缺き年或は月のみなる時は其の手形を一覽拂と認める。(青木博士手形法論三三九頁以下五一條第一手形法第二條第二項) 一覽後定期拂の記載方は次の如し。
 - (1) At ninety days after sight of this First of Exchange... (一覽後九十日)
 - (2) Ninety days after sight of this First of Exchange... (同上)
 - (3) Six months after sight pay this First of Exchange... (一覽後六ヶ月限り)

第九項 支 拂 地

支拂地

支拂地 (Place of Payment; Zahlungsort) は手形金額の支拂はる可き地を云ふ。若し手形面に支拂地が記入されてない場合は支拂人の氏名又は商號に附記した地を以つて支拂地と看做す。(商法四五二條第三項) 支拂地は多くの場合支拂人氏名の後に書き入るを以つて普通とされてゐる。例へば次の如し。

To Guaranty Trust Company of New York,
32 Lombard Street,
London, E. C.

又支拂地は振出地と同一なる事も敢て差支へない。或は又支拂地は支拂人の住所と異つても其の有效性には妨げはない。

第十項 其の他の記載事項

尙この外手形面に記載せらる事項は澤山ある。けれどもそれ等は手形の要件ではない。要件を云ひ表はすに必要な任意の事項である。

その一つは組手形の場合、第一券には「第二券支拂はれざる場合」と書き、第

組手形の場合

二券には『第一券支拂はれざる場合』と記するが如きそれである。左はその文例であつて、之等は皆括弧内に入る可きものとす。

- (1) (Second unpaid) (第二券支拂はれざる時)
- (2) (Second being unpaid) (上同)
- (3) (Second and Third not paid) (第二及び第三券支拂はれざる時)
- (4) (Second and Third being not paid) (上同)
- (5) (Second of the same tenor and date not paid) (同一支言及び日附の第二券支拂はれざる時)
- (6) (Second of the same tenor and date being unpaid) (上同)

振出の原

又よく爲替手形には Value received 云々の文字が記載される。之を我國にては『代り金収入候に付』と譯して居るが、その之を記する理由は手形が如何なる約因の下に振出されたかを説明するに過ぎない。勿論手形の要件ではない。あつても無くても差支へないものではあるが、通常あるのを習慣としてゐる。

- (1) Value received which charge to our account……(代り金領收候に付き當方)

- (2) Value received and place the same to account……(上同)
- (3) Value received which place to the account of……(上同)
- (4) Value received against documents for 10 cases of merchandise per s. s. "Katori Maru" (汽船香取丸便商品十箱に關す)
- (5) Value as per attached documents per s. s. "Kaga Maru" (汽船加賀丸便別紙領收候に付)
- (6) Value received on account of merchandise shipped Seattle per s. s. "Dakota" as advised. (御案内通り汽船ダコタ號にて沙港向積出)
- (7) Value received drawn under Letter of Credit No. 250 dated Yokohama May 10, 1921. (横濱千九百廿一年五月十日付信用狀第百五十號に依り振出されたる上記代り金領收候に付)
- (8) Value received drawn under Letter of Credit No. 255 dated Kobe June 2, 1921 for 100 cases of merchandise shipped per s. s. "Karaca Maru" (汽船カラチャ丸便對する神戸千九百廿一年六月二日付信用狀第百二十五號に依り振出されたる上記代り金領收候に付)

豫備支拂

爲替手形面には又豫備支拂人を記載する事が出来る。豫備支拂人とは主

たる支拂人が引受又は支拂を拒絶したる場合進んでその手形の参加引受又は参加支拂をなす者である。振出人は豫備支拂人のある時は手形面に "I casa of need refer to Mr. John Doe, 25 Wall street New York" (萬一事故起り候節は紐ヨンド^ヨ氏に御照會被下度候) などと記載することがある。

利付文句

爲替手形にして利付手形 (Interest bill) の場合はその手形面に "With interest at 7% per annum from date here of to approximate due date of return remittance in New York, payable at the bank's Demand or T. T. rate of exchange on New York" (此日附より宛に到着する概算期日迄年七分の割合による利息と共に紐育) と云ふが如き文句を記載して手形金額以外にその金額に對する利子をも取立つるのである。

コロニア
ルクロ
ス

濠洲及び英領アフリカ等の殖民地への輸出荷爲替手形面には "Payable with exchange (English and Colonial stamps added) at the current rate in London for negotiating bills on the Colonies." (英國及び殖民地にて必要なる印税を加へ倫敦に) と云ふが如きコロニアルクロイス (Colonial Clause) が記載されてある。即ちこの種の手形金額は利息と共に倫敦に於ける殖民地宛の爲替相場にて換算される事を

意味するのである。

第五節 爲替手形の引受

第一項 引受の意義

引受の意

引受 (Acceptance; Annahme) とは爲替手形の支拂人が、その提示されたる手形の文言に従ひて手形金額支拂の債務を負擔することを承認する單獨手形行爲である。通常引受は爲替手形表面に次の雛形の示す如く、引受日附と「引受」といふ文字とそれから自己の名前とを署名することである。然し引受は單獨行爲であるから、自己宛爲替手形を提示されて引受を求められたからとて必ずしも引受をせねばならぬと云ふ事はない。その理由は引受前の支拂人は法律上未だ債務者ではない、引受をして始めて債務者となるからである。例へば彼が振出人に對して賣買上の債務を有する者としても、手形に對しては彼は自由の單獨行爲を採ることが出来る。又若し引受をしてもその手形が手形としての振出要件を缺く時は、その引受も亦効力を生じない。

3. Qualified Acceptance

Accepted
 One thousand Dollars only
 (\$1,000 00)
 Jan. 30, 1920
 Payable March 1, 1920
 The American National Bank
John Doe
Vice Pres.
Paul Smith
Treas.

(手形正面)

(三) 條件附引
(四) 援助引受

4. Honor Acceptance

Accepted
 for
 Honor
 Jan. 30, 1921.
Yoshisada Furuya

(手形正面)

(一) 正式引受
(二) 特別引受

1. General Acceptance

Accepted
 June 30, 1920.
 The American National Bank,
John Doe
Vice pres.
Paul Smith
Treas.

(手形正面)

外國爲替論

2. Special Acceptance

Accepted
 June 30, 1920.
 Payable Oct. 1, 1920
 at
 The First National Bank
 San Francisco.
Richard Doe
Pres.

(手形正面)

註 (一)條件附引受とは引受を爲すに當り或る條件を附してその條件の下に引受するを云ふ。(二)裏書禁止引受とは引受を爲す場合その手形の裏書を禁止したものを云ふ。即ちこの種の手形は裏書によつて流通する事は出来ない。(三)満期日を變更したる引受とは例へば一覽後三十日拂の手形を一覽後六十日に變更して引受くるを云ふ。(四)支拂地を變更したる引受とは例へば東京の支拂地を横濱に變更して引受するを云ふ。(五)手形金額以下の引受とは例へば英米法のQualified Acceptanceの如く、手形金額の一部、例へば一萬弗の手形金額の内、一千弗丈に引受するを云ふ。

1. General Acceptance とは正式引受又は單純引受であつて普通に行はれてゐる引受である。

2. Special Acceptance とは例へば満期日及び支拂場所を指定して引受するを云ふ。

3. Qualified Acceptance とは例へば手形金額の一部分のみを引受するを云ふ。

4. Honor Acceptance とは手形の支拂人が引受を拒絶せし場合第三者が支拂人に代つて引受する即ち Honor するものを云ふ。

第六節 爲替手形の裏書

第一項 裏書の概念

流通行爲

爲替手形が引受されて更らにその所持人が之を貨幣の如く或は小切手の

如く流通せんとするならば、その爲替手形の裏に自己の氏名を署名して、その所有權を他に移すのである。之を爲替手形の流通行爲 (negotiation) と云ふ。

即ち爲替手形は一覽拂のものは引受なくして引受を要する手形は引受を経て、裏書に依つて流通するのである。若又手形が所持人拂 (To Bearer) の無記名式のものであるならば裏書を要せずして唯引渡 (delivery) のみにて流通する。故に爲替手形の流通行爲には裏書と引渡によつて所有權が移轉するものと唯引渡しのみに依つて所有權が移るものと二つある。

裏書の種類

裏書 (Indorsement ; Indossament ; Endossement) は其目的に依つて之を分類すれば通常讓渡裏書と取立委任裏書との二種になる。通例裏書とは皆前者を意味するのであつて、後者の場合は寧ろ稀である。若し又裏書を其方式に依つて之を分類すれば一、記名式の裏書と二、無記名式の裏書と二種ある。而してその何れに依るとするも裏書は通常手形の裏面に之を爲すのであるが、若し裏面に餘地なき時(即ち手形がAよりB、BよりC、CよりDと流通して歩いた場合)は、補箋 (allonge) を附して之に爲すことも出来る。以下裏書の各種書式に

就て之を説明する。

註 米國の Uniform Negotiable Instruments Law (統一流通證券法)には裏書の種類を五つに分けてある即ち (1) Special (2) Blank (3) Restrictive (4) Qualified (5) Conditional である。英語にて裏書は Endorsement であるが、Indorsement と綴つてもよろしい。

第二項 記名式の裏書

記名式の裏書

記名式の裏書 (Special endorsement Full endorsement; Endorsement in full; Vollindossament; Endossement plein) とは完全裏書又は正式裏書とも云ふて、裏書人が自己の氏名と被裏書人の氏名と單純なる支拂委託を表はす文句とを手形の裏に書いた書式を云ふ。我商法にてはこの外年月日をも加へねばならぬ。蓋しその理由は、裏書人が裏書當時に於て能力を有せしや否や、裏書人が支拂停止を爲したる場合に於て其の支拂停止裏書の前後如何、裏書が支拂拒絶證書作製期間經過前に爲されしや否や等の問題を決定するに便なるが爲めである。

註 裏書の年月日を要件とするは佛、蘭、伊、白、西等の立法であるが、其の他は要ぜない。(毛戸博士統一手形法論六二頁以下、松本博士手形法二四七頁以下、A. C. Whitaker Foreign Exchange, pp. 26-32, Tilgord: Banking and Negotiable Instruments, pp. 248-249.)

記名式裏書の雛形

左は記名式裏書の雛形であるが、通例爲替手形及び小切手等の裏書は裏面の左の端の方から書くのを以つて習慣としてゐる。その理由は被裏書人が又裏書人となつて第二の被裏書人に譲り渡すかも知れない、その時の用意に餘白を残して置くのである。繰り返して云ふが日本にて裏書する時は年月日を入れねばならぬ。(左の上段一人の裏書、後段は二人の裏書を経たもの)

(手形裏面)

Pay to the order of
Jack Smith.
John Doe

(1)

(手形裏面)

Pay to the order of
Jack Smith.
John Doe

Pay to the order of
Uncle Sma.
Jack Smith

(1)

(2)

第三項 無記名式の裏書

無記名式の裏書

無記名式裏書 (Blank Endorsement, Endorsement in blank, General endorsement; Blank indorsement; Endorsement blanc) とは白地裏書又は略式裏書とも云ふて、唯裏書人の署名のみを以つて爲す裏書を云ふ。この外裏書の年月日其の他を記載するも若し被裏書人の記載さへ無ければ之を無記名式裏書と看做してゐる。無記名式の裏書は記名式の裏書より遙かにその流通は容易である。何んとなれば第一の被裏書人のみ裏書してその次からは何人その手形を所持するとも自己の裏書を爲さずして流通し、又裏書せざるを以つて裏書より生ずる自己の責任の負擔を免除さる事になり、随つて手形の賣却は容易である。又記名式の特徴とする、被裏書人を指定して物權の移轉を明かに證據立てる點は、之を又無記名式にも應用出来る。即ち自己を其の手形の被裏書人と爲すことが出来、又更らに之を記名式にして譲り渡すことも出来るからである。斯の如く無記名式が勝る點多くあるを以つて多少の弊害はあるが、今日各國とも無記名式のものゝ最も多く採用されてゐる所以である。

無記名式の特徴

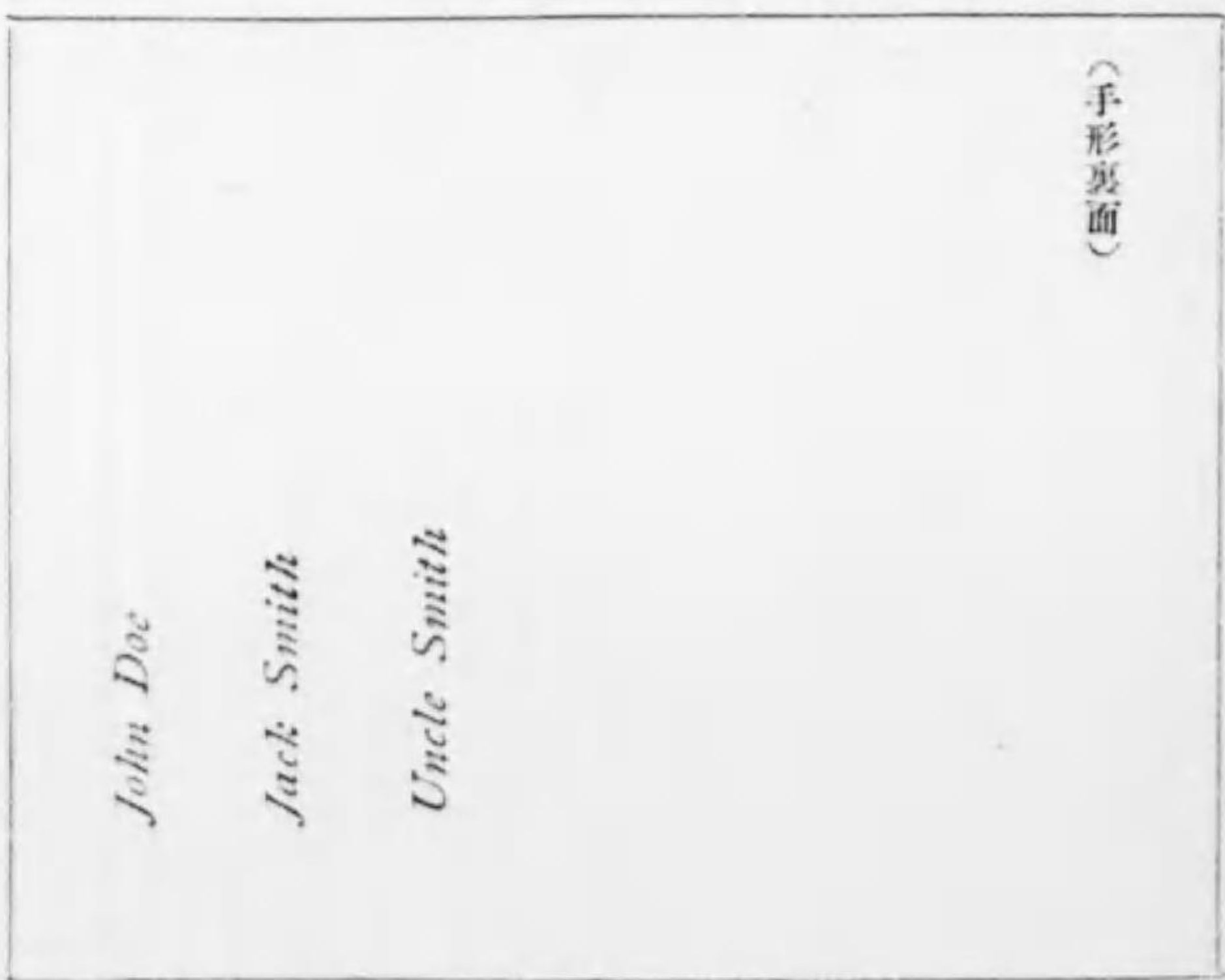
無記名式の裏書の特徴

(左の上段は一人の裏書、後段は三人の裏書を経たもの)

(手形裏面)



(手形裏面)



第四項 其の他の裏書

其の他の裏書

爲替手形の裏書要件以外に法律が認める或る特定の附屬條件を記載して裏書する事が出来る。それらは (一)無擔保裏書 (二)裏書禁止の裏書 (三)豫備支拂人付裏書 (四)一部裏書等である。又裏書の効力から云ふ時はその外 (五)戻裏書 (六)期限後裏書 (七)取立委任裏書等がある。

無擔保裏書

(一) 無擔保裏書 (Indorsement without recourse, Qualified indorsement)とは裏書人が裏書を爲すに當り手形上の償還責任を負はざる旨手形に記載して裏書するを云ふ。故に若し無擔保裏書を爲したる時はその裏書人は手形關係人の全員に向つて若しその手形が拒絶さるゝも償還の義務を有せないのである。然し實際に於てはかゝる裏書は尠ない。何んとなれば無擔保裏書を爲す時は甚だしくその流通が阻害され、且つその手形の價格も應々減する事があるからである。無擔保裏書は記名式にも無記名式にも爲し得る。左の二つはその雛形である。

無擔保裏書の雛形

(手形裏面)

Pay to the order of
Jack Smith.
John Doe,
Without recourse.

(手形裏面)

Without recourse
John Doe.

裏書禁止
の裏書

外國爲替論

一四二

(二) 裏書禁止の裏書 (Restrictive Indorsement) とは裏書人が裏書を爲すに當り爾後裏書を禁する旨を記載したる裏書を云ふ。裏書禁止の裏書を爲す時は、その裏書されたる被裏書人より以外には最早流通せなくなる。即ち手形金額はその被裏書人のみに支拂はれるのである。かゝる裏書手形は流通性を剝奪するものであるから普通には行はれない。唯或る特別の場合或る特定人が受取人たらしむことを要する時のみ之を爲すのである。左はその書式の種類である。

裏書禁止
の裏書
の
離形

(手形裏面)

Pay to
Jack Smith only.
John Doe.

(手形裏面)

Payable only to
Jack Smith.
John Doe.

豫備支拂人付裏書

(三) 豫備支拂人付裏書 (Indorsement with reference) とは In case of need refer Jack Smith の如き文句を記載して裏書するを云ふ。即ちその書式の形式に於ては無記名式であるが、事實に於ては Jack Smith といふ支拂地に於ける豫備支拂人を記載するのである。(我商法四五八條第四八〇條)

一部裏書

(四) 一部裏書 (Partial indorsement; Teilindossament; Indossement partiel) とは手形金額の一部に付いてのみ他人を被裏書人として裏書するをいふ。例へば一萬馬克の手形金額の内五千馬克丈け他人を被裏書人として裏書するを云ふ。然し英米露等の諸國及び統一手形法に於ては一部裏書を認めぬ。獨逸に於ては學者の議論分るとの事である。(岡野博士日本手形法論六一頁以下)

戻裏書

(五) 戻裏書 (Re-indorsement; Rückindossament; Reindossament) とは手形の振出人、引受人又は裏書人等の手形上の債務者が裏書に依つて爲替手形を譲り受けたる時、再び之を他人に譲り渡す爲めにする裏書を云ふ。即ち自己の負ふ可き債務を再び流通せしむる爲めの裏書を云ふ。我商法第四五六條は明文として之を認め、獨露英米統一法等も亦之を認めてゐる。

期限後裏書

(六) 期限後裏書 (Endorsing an overdue bill; Nachindossament) とは手形の支拂拒絶證書作製期限後爲したる裏書を云ふ。(我商法第六二條) 即ち手形は満期日になつても裏書に依つて自由に之を譲渡することが出来る。その爲替手形の流通性は拒絶證書が作製されてあるないに關係せないと斯う見るのは英米法である。英米法は満期日經過後の裏書に就ても猶被裏書人が裏書人の有したると同一の權利を有する。(英法三六、米九一、毛戸博士統一手形法論七八頁以下參照)

取立委任裏書

(七) 取立委任裏書 (Endorsement for Collection; Prokurindossament) とは裏書人の爲めに手形上の權利を被裏書人に與ふる目的を以つて其の旨を記載して爲す裏書を云ふ。英米法にては之を裏書禁止の裏書 (Restrictive Endorsement) の一種として認める。即ちこの裏書はこれ迄の各種の裏書の如く手形の譲渡を目的として爲す裏書ではない。取立の爲めにする裏書である。我商法第四六三條にも『所持人ハ裏書ニコリテ爲替手形ノ取立ヲ委任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裏書ニ其ノ目的ヲ附記スルコトヲ要ス』とある。即ち取立委任裏書には必ずその目的を附記する事を要する。この故に Conditional Endorse-

ment とも云ふ。次はその雜形である。

取立委任
書の雜
形

(手形裏面)

*Pay to Jack Smith upon receipt
of Shipping documents relative
to 100 cases me chandise per
s. s. "Fushimi," its voyage
No. 52.
John Doe*

(手形裏面)

*Pay to Jack Smith against his
Promisory note amounting to
\$10,000.00 maturing June 10,
1921.
John Doe*

第七節 外國爲替手形の分類

外國爲替
手形の分
類

外國爲替手形には其の種類極めて多く随つて之を分類するには一つの標準にて包括するも之を列挙するには四つや五つの標準にては足りない。試みにその重なるものを列挙すれば次の如きものがある。

第一項 外國爲替手形一般の種類

外國爲替
手形の分
類

- 一 一覽拂手形 *Sight bill; Demand bill.*
- 二 定期拂手形 *Time bill; Term bill.*
- 三 短期手形 *Short bill; Short paper.*
- 四 長期手形 *Long bill; Long paper.*
- 五 クリーン手形 *Clean bill; Clean paper.*
- 六 商業クリーン手形 *Commercial clean bill.*
- 七 銀行クリーン手形 *Bankers' clean bill.*
- 八 信用狀に依るクリーン手形 *Clean bill under Letter of Credit.*